

財 源 を考える

・図書館整備に活用できる財源は？

▷ 補助金

○ 都市構造再編集中支援事業(国交省)

目的) 限られた資源を効果的・効率的に活用し期間と区域を定めた一体的・集中的なまちづくりを推進

▷ 起 債

○ 公共施設等適正管理推進事業債(総務省)

目的) 公共施設等総合管理計画・個別施設計画による公共施設等の適正管理の推進

理想的なイニシャルコストの捻出内容

補 助 金

起 債

交付税措置

将来にわたり市が実質的に負担する費用

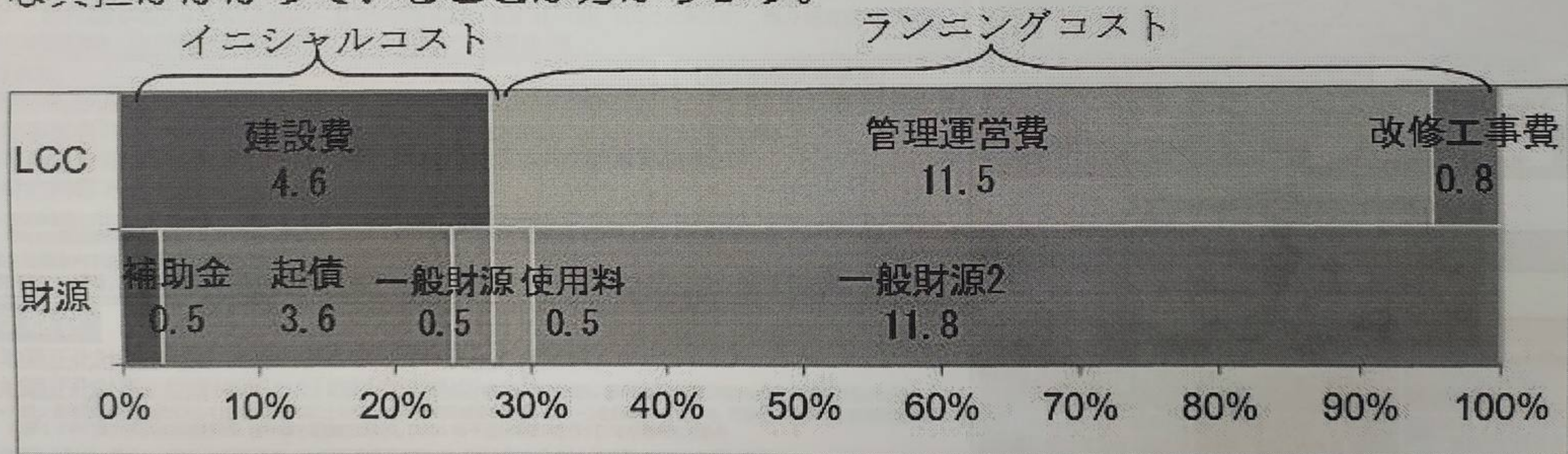
施設整備費用について

- ・施設除却費(前の施設処分)
- ・施設整備費(イニシャルコスト)
- ・今後の維持管理費(ランニングコスト)

コストの考え方 (秦野市一からわかる再配置より)

施設の整備を行ううえでは、必要な経費をトータルコストである「ライフサイクルコスト」(LCC)で考える必要があります。

LCCは、初期費用(イニシャルコスト)と運用費用(ランニングコスト)からなります。一時の負担が大きいイニシャルコストにばかり目が行きがちですが、ある施設のLCCを見ると、次の図のとおりランニングコストに大きな負担がかかっていることが分かります。



都市構造再編集集中支援事業

補助金

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。

※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理 等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」

－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を固面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等

・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業

・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備

・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

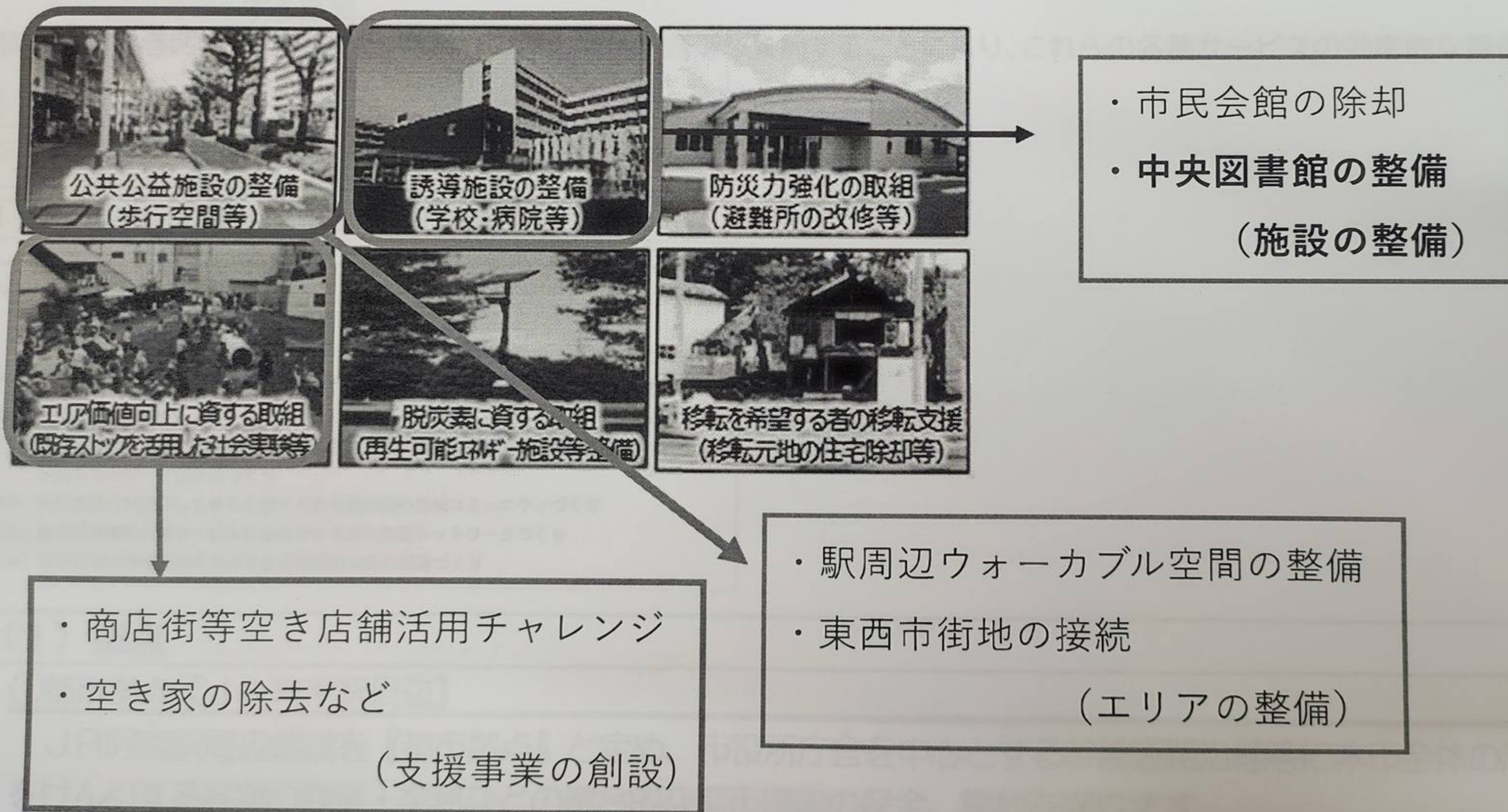
都市構造再編集集中支援事業による支援



本市において想定される事業

施設整備だけでなく、エリア全体の再編に関する補助事業

▷施設整備だけでは活用できない点について、県に確認済み（R6.4）



立地適正化計画とは

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画です。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するものです。

- ・居住誘導区域 :人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域。
- ・都市機能誘導区域:医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

阿南市立地適正計画基本方針

1-1 まちづくりの方針、まちづくりの基本方向

《本計画のまちづくりの方針》

『集住と都市機能の集約との連携による、
愛着を持って暮らし続けることができるまち“阿南”づくり』

《まちづくりの基本方向》

- (1) 本市の都市核と各地域コミュニティ核の利用圏に応じた各種生活サービス機能を集約した、多極ネットワーク型拠点づくり
- (2) 市民の誰もが安心して暮らし続けられる集住型の地域コミュニティづくり
- (3) 誰もが多様な生活サービスを享受できる公共交通ネットワークづくり
- (4) 集落地等の地域住民も共生できる持続的な定住環境づくり

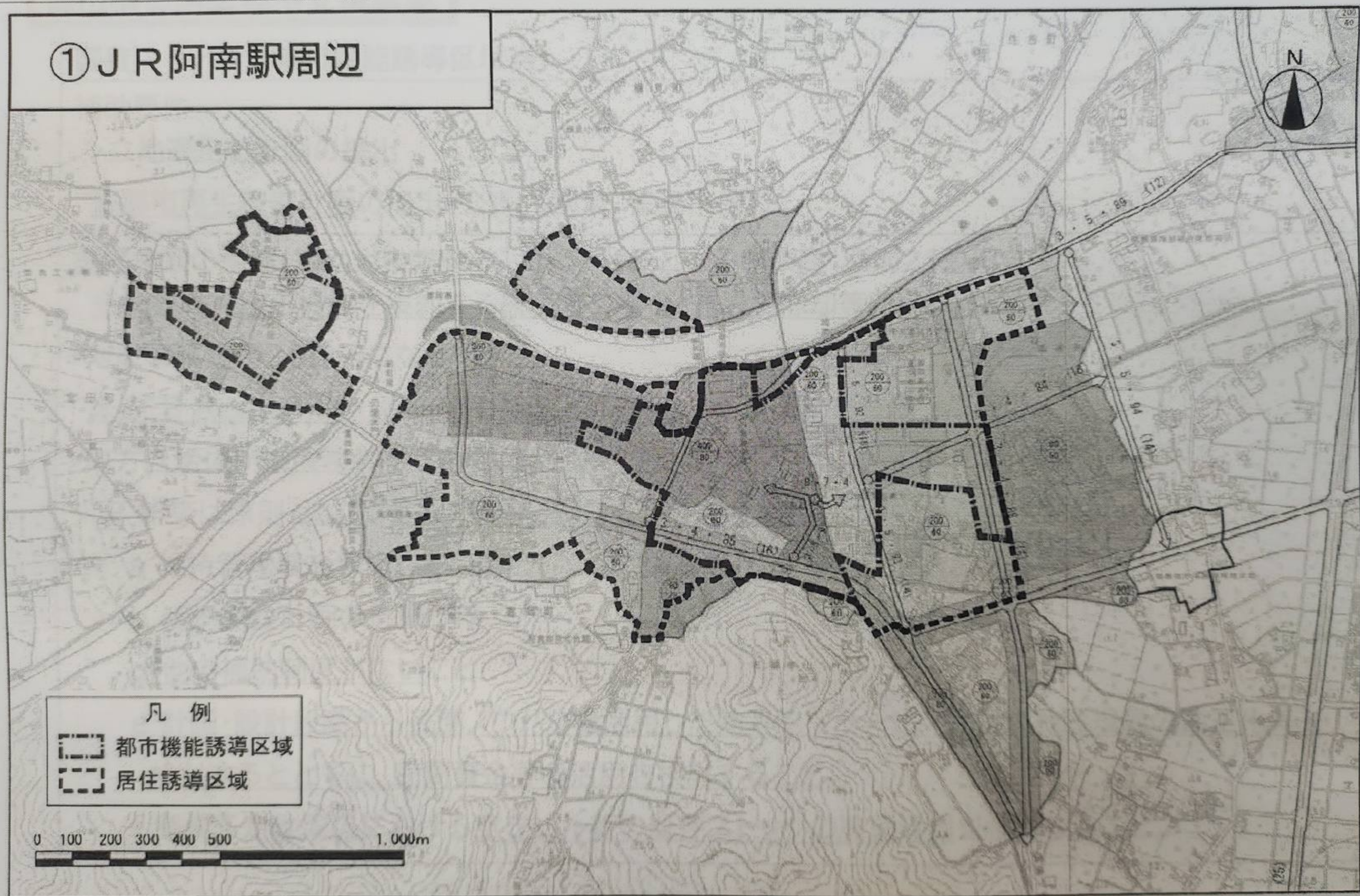
(1) 拠点

①都市拠点【JR阿南駅周辺】

JR阿南駅周辺地域を『都市拠点』と定め、市役所庁舎を中心とする幹線道路沿線等に本市全体の活力をけん引する高次の商業・業務などの複合的な都市機能の保全、集約を図ります。

阿南市立地適正化計画

① J R阿南駅周辺



都市構造再編集集中支援事業

国費 1/2 (都市機能誘導区域内)

補助要件

・立地適正化計画の提出

※都市再生整備計画の提出・公表 (別添 徳島市例)

誘導施設の整備(補助対象事業の1つ) 対象となる事業費:原則21億円まで

※複数の施設の機能を集約する統廃合の場合、施設の除却等費用

▷対象事業費が30億円になる場合

※ZEB Ready水準(省エネ50%以上)に適合する建築物を整備

▷地方自治体が施設整備する場合、満たすべき必須条件

F 新築は原則として、省エネ基準・ZEB水準に適合すること

a 維持管理費を算出して提出

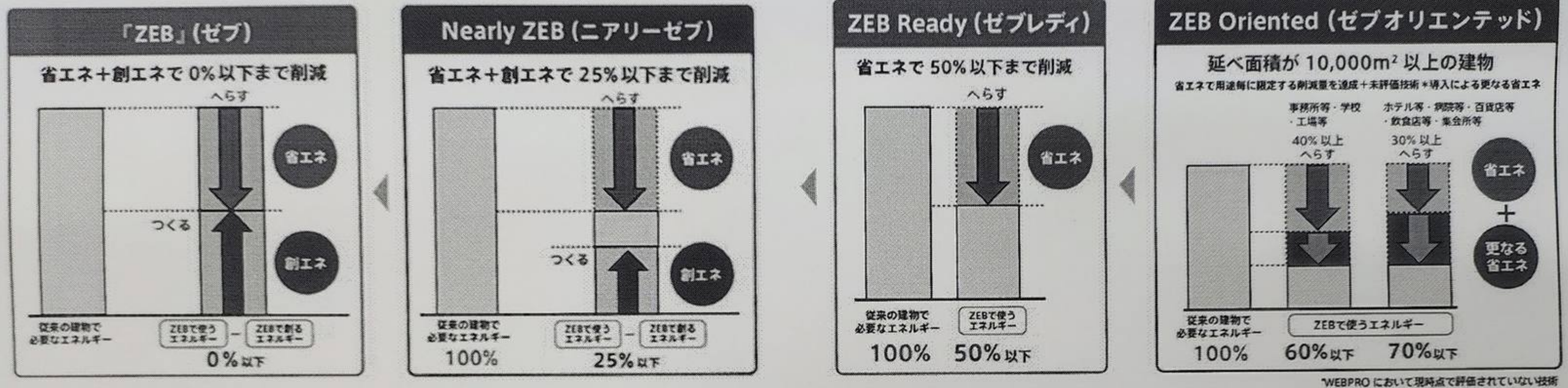
b 個別施設計画の位置づけ

d 他の補助制度がないこと

e 計画・設計段階から民間ノウハウを活用した効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。

f 整備予定地周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。

ZEB (Zero Energy Building) とは



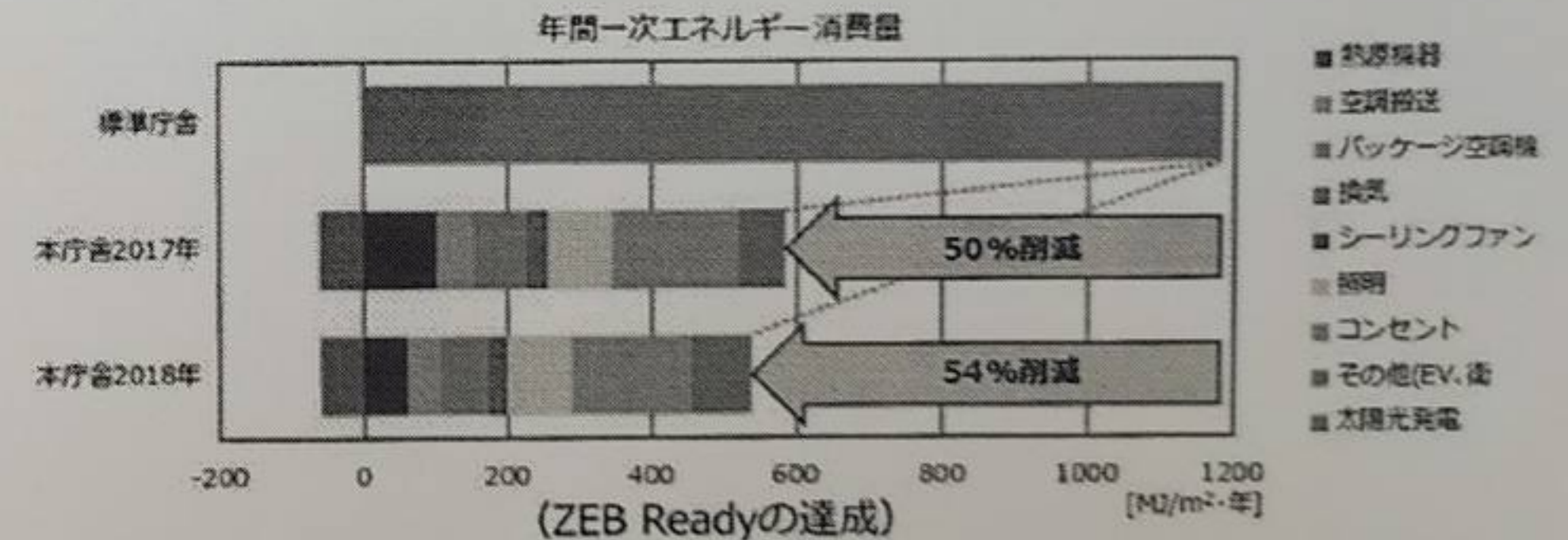
阿南市役所はZEB Readyを達成

■ZEB Readyの達成

運用初年度で標準的な庁舎 (1,183MJ/m²・年) から半減、2年目で約54%削減 (539MJ/m²・年) となりZEB Readyを達成し、毎年改善もなされている。

また、100kWの太陽光パネルで年間約10%の一次エネルギー消費量を削減していることも確認できた。ソーラーボイドによる自然換気は、換気回数10回/hを超え、280台設置しているシーリングファンの電力消費量は建物全体の0.5%に満たない状態であった。

竣工後、2017年5月～2018年3月までに74団体、総数1,266名の見学案内を行った1階エントランスに設置しているデジタルサイネージにて見える化モニターに環境性能のリアルタイム表示を行い、環境アピールも実施している。



ZEB水準

※要綱注4

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減となる省エネ性能の水準に適合すること。

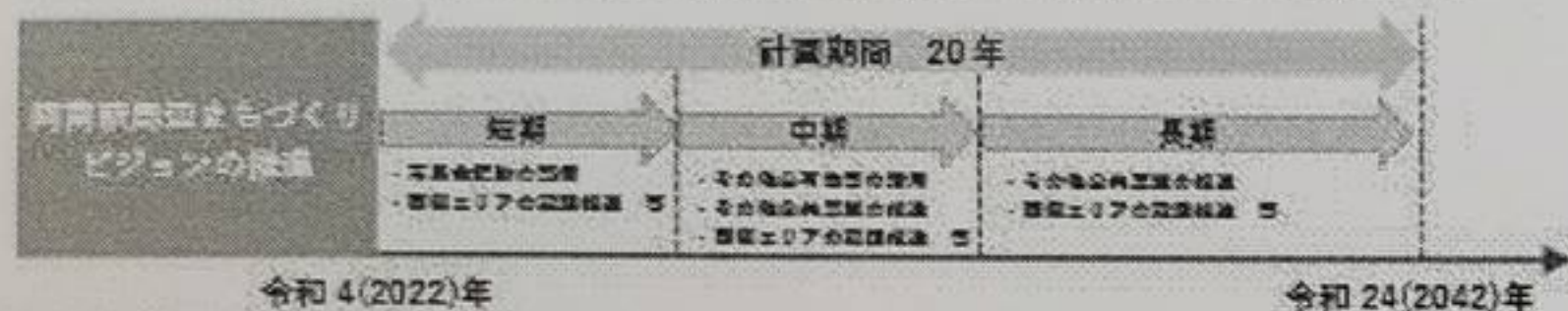
阿南駅周辺まちづくり基本計画

ビジョン策定の目的

ビジョンに基づく取組を推進し、多様な利用者に喜ばれるサービスを構築することにより、駅周辺エリアの価値を高め、持続可能なエリアマネジメント(地域経営)の新たなモデルとして体现すること

計画期間

概ね 20 年後の令和 24(2042)年まで
短期的取組である市民会館跡地活用を重点取組として位置づけ



まちづくりのコンセプト

公共空間を活かし、人・環境・経済がつながり好循環する、
将来世代のための駅周辺エリアの新たな物語

まちづくりの基本方針

- 1 新たな賑わいと交流を創出し、中心拠点としての魅力・求心力を高めるまちづくりの推進
- 2 恵まれた自然環境、豊かな産業や歴史文化が共生するまちで豊かに暮らすことができる誰もが暮らしやすい居住環境の形成
- 3 JR をまたぐ東西市街地の連携強化
- 4 公民連携を通じた公共用地等の有効活用による複合的な都市機能の創出、並びに多様な主体による取組との連携可能なまちづくりの推進

土地利用方針

1. 駅西側：憩い・文化・居住エリアの形成
2. 駅東側：利便性の高い都市型居住エリアの形成
3. 新たな賑わいと交流の起点となる複合拠点等の形成
4. 東西市街地の一体性・波及性を高めるネットワークの強化

導入機能(案)

	A 案	B 案
キャッチコピー	人が集い共に何かを育めるまち	心と身体がイキイキできる「健幸」なまち
コアターゲット	市内外からの子育てファミリー層	市内外からの子育てファミリー層
サブターゲット	新たな取組(チャレンジ)を生み出す多様な世代	心身の健幸を志向する多様な世代
導入コア機能(案)	市民会館解体跡地	図書館機能+集合住宅
	阿南図書館用地	暫定緑地広場 (民間の開発促進地)
	商工業振興センター前用地	健康機能・娯楽機能 (屋外スポーツ広場+交流施設)
	地域のための利便施設 +子育て支援施設	図書館機能+子育て支援施設

阿南駅周辺における課題やビジョンについては、R5.10に策定した阿南駅周辺まちづくり基本計画において、市民らと協議のうえ検討済み。



必要な要素を抽出すれば、再生整備計画を策定しうる。



図書館整備以外の部分についても、関係課で集まり、早急に議論。

図書館整備を中心とした駅前周辺のエリアマネジメント。多様なコンテンツ等を繋ぐ。

阿南駅周辺まちづくり基本計画

3. まちづくりの課題

ビジョンで整理した内容を基に、本計画におけるまちづくり上の課題を以下のとおり設定します。

1) 阿南駅周辺に人を呼び戻す取組が必要

- ・人口減少により、阿南駅周辺の人口密度が低下することが予想され、商店街や商業・日常生活サービス施設等の維持が困難となる可能性があります。
- ・市街地の空洞化が進む中で、かつての活力が失われ、中心拠点としての機能低下が危惧されます。
- ・阿南市の中心拠点として、交流人口・居住人口を維持・拡大していくため、都市機能の強化を図る等、人を呼び戻す取組が求められます。

2) 地域資源等の既存ストック、立地特性の有効活用が必要

- ・富岡商店街沿いを中心に空き店舗・空き家等が見られるため、それらの既存ストックの有効活用が求められます。
- ・阿南駅に近接しているにも関わらず、JR 東側を中心に低未利用地等が点在しており、駅周辺に相応しい、都市的土地利用への転換が求められます。
- ・対象区域は中心拠点に位置し、阿南市の豊かな自然環境や歴史文化資源が比較的身近にあるほか、市外通勤や臨海部をはじめ多数の企業が立地する市内就業地へのアクセス利便性が一定程度高い立地環境にあります。このような立地特性を活かすとともに、阿南市の中心拠点として、市内各地の地域資源と連携する取組が求められます。

3) 東西市街地の連携を強化する取組が必要

- ・JR 阿南駅周辺は、JR を境とする東西市街地の行き来は、阿南駅自由通路を中心とした複数箇所でも可能となっています。
- ・駅周辺に公共施設をはじめ、商業・医療・福祉等の多様な都市機能が立地し、駅自由通路等により東西市街地はネットワークされているものの、連携という意味では不十分であり、集積の相乗効果が発揮しにくい状況です。
- ・阿南駅周辺の一体的な市街地の形成、中心拠点としての機能を強化していくため、東西市街地の連携を強化する取組が求められます。

4) 公共施設、公共用地の積極的な活用が必要

- ・市民会館解体跡地や、低未利用の公共用地等があるため、中心拠点としての機能強化、地域活性化に向けた積極的な活用が求められます。
- ・JR 西側には、児童公園・芝生広場が整備されていますが、JR 東側には、公園・広場が整備されていません。また、人が集まる公共施設が立地していないため、人が交流・滞在できる空間整備や仕掛けづくりが必要です。

5) 安全・安心なまちづくりに向けた各種計画との連携が必要

- ・昨今、災害の激甚化、頻発化による被害が全国で問題となっています。本地区においても那賀川・桑野川の想定最大規模降雨の浸水想定区域のほか、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波浸水想定区域が全域で見られるなど、様々な災害リスクが予想されています。
- ・阿南市では上記を踏まえ、あらゆる災害に対して致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持つ「強靱な阿南市」に向けた計画である「阿南市国土強靱化地域計画」のほか、南海トラフ巨大地震発生後からの避難計画である「阿南市津波避難計画」を策定しています。そのほか、一般災害や地震・津波災害等に対して総合的な予防、応急対策及び復旧・復興対策を定めた「阿南市地域防災計画」、洪水もしくは地震による堤防の漏水と沈下発生時の水防、高潮もしくは津波発生による水災の警戒と防御のための「阿南市水防計画」を策定しています。
- ・本計画においても、これらの防災・減災に係る各計画と連携を図り、安全・安心なまちづくりを実現していくことが必要です。

【事例】布袋駅周辺地区都市構造再編集中支援事業(愛知県江南市)

事例①

- 江南市（人口約10万人）は、令和2年3月に策定した立地適正化計画において、若い世代に魅力的なまちづくりに向けた都市機能の維持・誘導等をまちづくりの方針としている。
- 本事業は、市南部の拠点である「布袋駅周辺地区」において、賑わいのある市民の交流・活動の拠点づくりをテーマに、鉄道高架化事業や土地区画整理事業による鉄道で分断された市街地の一体化にあわせて、市街化調整区域にある図書館をまちなかに移転して地域交流センターなどと合築して公共施設の整備を行うとともに、その周辺の駅前広場や道路等の基盤整備を行う。

◆事業主体：江南市 ◆面積：35.0ha ◆事業期間：令和2年度～令和6年度



●市街化調整区域に位置する「図書館」を都市機能誘導区域内へ移転
→鉄道高架化等による市街地の一体化に合わせて市民の交流・活動の拠点づくりを図る

江南市立図書館



フロア	施設名	
1階	地域交流センター	
2階	保健センター	
	こども家庭センター	妊娠・出産
		子育て
	子育て支援センター	
3・4階	ファミリー・サポート・センター	
	図書館	

都市再生整備計画

とくしまとしん
徳島都心地区(第3回変更)

とくしま 徳島県 とくしまし 徳島市

令和5年12月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	☒
都市再生整備計画事業	☐
まちなかウォークابل推進事業	☐

目標 大目標：誰もが愛着を感じられる、徳島市ならではの魅力に溢れたまちづくり 目標1：新たな集客拠点の整備と地域資源を生かした訪れたい空間の創出 目標2：エリアの特性を活かした商業・観光の振興と移動環境の整備による回遊性の向上 目標3：住みたいと感じられる居住環境の形成	
目標設定の根拠	都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) 本市は、紀伊水道に面した四国東部地域に位置し、四国最大の河川である吉野川の下流域三角州を中心に発展した、豊かな自然環境と阿波おどりや四国遍路に代表される固有の文化・歴史・観光資源に恵まれた徳島県の県庁所在地である。古くから関西圏との結びつきが強く、県都として、都市機能が集積した政治・経済の拠点都市の役割を果たしてきた。 しかし、近年では少子高齢化や大都市圏への流出により人口減少が加速的に進み、持続的なまちの発展に向けて、まちの定住人口のほか、交流・関係人口の増加を促進することが課題となっている。 本市では、まちの活力・経済力の低下を食い止めるために、令和3年3月に策定した「徳島市総合計画2021」において、内町地区・新町地区を含む中心市街地をはじめとするまちのにぎわい創出を重要課題としている。
まちづくりの経緯及び現況	本市は、これまでに「徳島市中心市街地活性化計画(平成17年度)」、「徳島駅南北地区都市再生整備計画(平成17～21年度)」、「徳島市東部地区都市再生整備計画(平成23～27年度)」、「徳島都心地区都市再生整備計画(平成28～令和2年度)」を策定し、JR徳島駅前周辺地域の公共公益施設の再整備、中心商店街のイベント開催支援などの様々な取組を行ってきた。令和3年度には、「徳島市中心市街地活性化基本計画(令和4～9年度)」を策定し、「ダイバーシティ(多様性)」と「イノベーション(創造性)」をキーコンセプトに新たな挑戦や投資が生まれる街を目指した取組を進めている。 徳島都心地区(以下「本地区」という。)は、新町川と助任川に囲まれた「ひょうたん島」の愛称で親しまれる地域、JR徳島駅から眉山山麓に立地する阿波おどり会館までの都市軸「シンボルゾーン」周辺地域などの中心市街地を核として、商業、業務、交通、公共公益施設などの多様な都市機能が集積した区域である。本地区は、周辺都市を含む四国東部地域の広域拠点として個性的な市街地が形成されてきたが、モータリゼーションの進展、大規模集客施設の郊外立地・移転の増加などの理由による市街地の拡大と都市機能の低下、特に居住人口の減少と中心市街地に位置する商店街(以下「中心商店街」という。)の空洞化が問題となっている。 現在は、令和3年3月策定の「徳島市総合計画2021」において、本市の目指す将来像を「わくわく実感！水都とくしま」と定め、中心市街地の活性化及び集約型都市構造の構築に向けた取組を推進している。
課題	○少子高齢化等による人口減少社会において、持続可能で多様性と包摂性ある社会を実現するため、都市機能の集約による都市のコンパクト化や鉄道・バス等の移動環境の整備等に向けた取組などの「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進を図る必要がある。 ○本地区において中小企業の事業主支援やまちづくりを推進する人材を育成することにより、他都市にはない地域・観光資源を新たに発見・創造するとともに、中心市街地における賑わいの創出を図る必要がある。 ○大都市への人口流出や地域外への消費流出によるさらなる経済力の低下を抑止するため、地域産業の振興とともに、労働と居住が近い関係にある本地区の特徴を活かした住みやすい環境づくりが望まれている。
将来ビジョン(中長期)	①徳島市総合計画2021(2021-2031)(令和2年度策定) ・目指すべき将来像として「わくわく実感！水都とくしま」を設定し、その下に4つの基本目標を掲げて政策・施策を体系化している。 ・中心市街地活性化は、基本目標「地域経済を牽引する！活力あふれるまち」とくしまの創造」の施策として位置付けており、都市の求心力を高め、多彩でにぎやかな中心市街地の構築に向け、徳島駅周辺のまちづくりの方策やにぎわい交流軸として位置付けたシンボルゾーン周辺の新たなにぎわいづくりに加え、ひょうたん島周辺を含む中心市街地の活性化策の取りまとめを早急に進めることとしている。 ②第2期徳島市まち・ひと・しごと総合戦略(2020-2024)(令和元年度策定) ・集約型都市構造の構築や地域公共交通ネットワークの形成など持続可能な都市づくりの推進に取り組み、本市の特性(全国の県庁所在地都市で面積が2番目に小さな都市など)を活かしたコンパクトで魅力的な都市の形成を促進する方針を掲げている。 ③徳島市立地適正化計画(2019-2040)(平成30年度策定) ・JR徳島駅を中心とする区域を「中心拠点」と定めて教育・文化や商業など都市機能の集積と魅力ある空間形成、まちなか居住の促進などを通じてにぎわいを創出し、「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」拠点の形成を目指すこととしている。 ④中心市街地活性化基本計画(2022-2027)(令和3年度策定) ・「ダイバーシティ(多様性)」と「イノベーション(創造性)」をキーコンセプトとして、集客の核となる施設を中心市街地に整備するとともに、ソフト施策も交えながら関係人口の増加を図ることで、人と人がつながり、その中から新たな挑戦や投資が継続的に生み出されるまちづくりを進めることを目指している。 ⑤第3次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン(2021-2026)(令和2年度策定) ・本市は中心都市として圏域におけるマネジメントを担いながら、定住に必要な都市機能の集約的整備や生活機能の確保に努め、圏域全体の活性化と魅力ある地域の形成を図ることとしている。

都市構造再編集中支援事業の計画 ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

都市機能配置の考え方

本市では立地適正化計画において、JR徳島駅・阿波高田駅・佐古駅・二軒屋駅を含めた区域を、人の交流(にぎわい)を創出するために都市機能の集積やまちなか居住を促進する「中心拠点」に設定している。
本地区には徳島駅と阿波高田駅を含み、バスや鉄道などの公共交通機関の結節機能、商店街や商業ビルを中心とした経済機能のほか、図書館や裁判所、市役所等の公共公益施設を有しているが、人口減少や中心市街地における商店街の空洞化が進んでいる。
集客の核となるランドマーク施設の整備とともに、集まった人が楽しみながら回遊できる空間づくりを進め、ひいては交流人口や定住人口の増加を目指す。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方 ※誘導施設を整備する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

中心市街地に隣接する地区に教育文化施設を整備する。幼保連携型認定こども園の整備により、保育サービスと地域の子育て支援体制を拡充し、まちなか居住の推進に資する。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
ランドマーク施設来館者数	千人/年	阿波おどり会館・アミコビル・新ホールの3施設への年間来館者数	集客拠点となるランドマーク施設の来館者数を増やすことで、来街者数を増加させる。	2,441千人	R2年度	3,741千人	R8年度
まちなか歩行者通行量	人/日	中心商店街通行量調査による歩行者通行量(平日と休日の平均値)	まちなかを歩いて回遊している人口を増やすことで、中心市街地が賑わっている場所という認識に繋げる。	15,697人	R2年度	20,807人	R8年度
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合	%/年	市民を対象としたアンケート調査	認定こども園(地域子育て支援拠点施設)を増設し、健やかな育ちと安心して子育てができる環境を創出することで、子育てに関する満足度の向上に繋げる。	48.1%	R3年度	66.0%	R8年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【新たな集客拠点の整備と地域資源を生かした訪れたい空間の創出】 - 徳島文化芸術ホール(仮称)の整備やJR徳島駅前の商業ビルの再生など、街に訪れる目的となるランドマーク施設の整備やイベント等の開催に取り組む。	【基幹事業】(地域生活基盤施設 高質空間形成施設 道路 公園)徳島文化芸術ホール(仮称)整備関係事業 (高質空間形成施設)市役所前公園空間形成事業、阿波おどり会館外観LED整備・会館前イベントスペース整備事業 (地域生活基盤施設)デジタルサイネージの設置 (既存建造物活用事業)徳島市まちづくり協働プラザの移転・管理 【提案事業】(地域創造支援事業)中心市街地出店支援事業 【関連事業】徳島駅前再生事業、徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業ノ周辺対策事業、県青少年センター機能移転、新町西地区市街地再開発事業
【エリアの特性を活かした商業・観光の振興と移動環境の整備による回遊性の向上】 - 増加した来街者を街の他のエリアへと回遊させるため、徳島の文化を生かした楽しみの提供やまち歩き観光の推進、動線上の魅力づくりなどに取り組む。	【基幹事業】阿波おどり会館外観LED整備・会館前イベントスペース整備事業(再掲) 【提案事業】(事業活用調査)人流データ分析 (地域創造支援事業)中心市街地出店支援事業(再掲)、キッチンカー支援事業 (まちづくり活動推進事業)リノベーションまちづくり推進事業、デマンド交通の実証実験 【関連事業】徳島駅前再生事業(再掲)、県青少年センター機能移転(再掲)、新町西地区市街地再開発事業(再掲)、徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業ノ周辺対策事業(再掲)
【住みたいと感じられる居住環境の形成】 - 高齢化社会を見据え、歩いて暮らせるまちづくりに向けたインフラ整備を進めるとともに、移住促進や店舗兼住宅が多い特性を踏まえた物件のリノベーションなどに取り組む。	【基幹事業】(誘導施設 教育文化施設)認定こども園の整備 【提案事業】(まちづくり活動推進事業)リノベーションまちづくり推進事業(再掲) 【関連事業】新町西地区市街地再開発事業(再掲)
その他	

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集中支援事業)

様式(1)-④-1

交付対象事業費	1,921.4	交付限度額	960.7	国費率	0.5
---------	---------	-------	-------	-----	-----

(主欄の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	区/市	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費	費用対効果 B/C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官費負担分	うち民費負担分		
道路		市道(城内・幸町線)	徳島市	市	L=約84m	4	5	4	5	6.7	6.7	6.7		6.7	-
公園		寺島公園	徳島市	市	A=約2,500㎡	5	7	5	7	115.0	115.0	115.0		115.0	-
古物保存・緑地保全等事業															
河川															
下水道															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設	情報板	デジタルサイネージ型掲示板	徳島市	市											-
	人工地盤等	立体遊歩道	徳島市	市	L=約80m	3	6	4	6	442.5	442.5	442.5		442.5	-
高層空間形成施設		市民所前公園	徳島市	市	A=約1,700㎡	5	7	5	7	60.0	60.0	60.0		60.0	-
	緑化施設等	阿波おどり会館(広見橋外堀)・阿波おどり広場	徳島市	市	外堀A=739㎡ 広場A=1,241㎡	6	6	6	6	145.6	145.6	145.6		145.6	-
高次都市施設	電線架地下埋設施設	電線架の地中化(徳島市城内 国道192号沿線)	徳島市	市	L=約64m	4	4	4	4	32.6	32.6	32.6		32.6	-
	地域交流センター														
	観光交流センター														
	テレワーク拠点施設														
	子育て世代支援センター														
	複合交流センター														
医療施設	医療施設														
	社会福祉施設														
	教育文化施設	認定こども園	徳島市	市	A=2,785㎡	4	6	4	6	961.7	961.7	961.7		961.7	1.14
	子育て支援施設														
	元地の管理の適正化														
基幹的都市施設															
既存施設活用事業	高次都市施設	徳島市城内(旧市庁舎跡地)に於ける複合施設整備事業	徳島市	市	A=約81㎡	4	8	4	8	55.2	55.2	55.2		20.9	-
土地活用促進事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備事業															
優良建築物等整備事業															
住宅市街地総合整備事業															
街なみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都市共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業															
復興促進事業															
エリア価値向上整備事業															
合計										1,819.3	1,819.3	1,819.3	0.0	1,762.9	1.14

---A

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	区/市	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官費負担分	うち民費負担分	
地域創成支援事業	空き店舗改修支援	中心市街地出店支援事業	徳島市	市	-	R4	R5	R4	R5	20.9	20.9	20.9		20.9
	地域資源の活用	キッチンカー支援事業	徳島市	市	-	R4	R5	R4	R5	3.4	3.4	3.4		3.4
	立地適正化計画の策定	立地適正化計画策定事業	徳島市	市	-	R4	R5	R4	R5	13.4	13.4	13.4		13.4
事業活用調査	効果分析	人質データ分析	徳島市	市	-	R4	R5	R4	R5	11.0	11.0	11.0		11.0
まちづくり活動推進事業	普及啓発、人材発掘・育成	リノベーションまちづくり推進事業	徳島市	市	-	R2	R5	R5	R5	43.2	43.2	43.2		43.2
	社会実験	デマンド交通の実証実験	徳島市	市	-	R5	R5	R5	R5	63.1	63.1	63.1		63.1
合計										155.0	155.0	155.0	0.0	138.5

---B

事業	事業箇所名	事業主体	区/市	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	交付期間内事業費		交付対象事業費
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官費負担分	うち民費負担分	
居住環境促進事業													
合計									0	0	0	0	0

---C

合計(A+B+C) 1,921.4

〔参考〕都市構造再生集中支援関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	〔いずれかに○〕				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間単独	開始年度	終了年度	
合計											0

〔参考〕関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	〔いずれかに○〕				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
徳島駅前再生事業	徳島駅前再開発ビル(アミコビル)	市・民間事合	国土交通省	A=1.4ha		○			R2	R4	996.0
徳島文化芸術ホール(仮称)整備事業/周辺対策事業	徳島市域内	徳島県・市	国土交通省	A=1.5ha	○				R3	R5	21,620.0
青少年センター模範移転	徳島駅前再開発ビル(アミコビル)	徳島県	—	A=約3,000㎡			○		R3	R4	821.0
新町西地区市街地再開発事業	西新町1丁目周辺	国土交通省	国土交通省	A=約1.3ha		○		○	R3	R5	12,585.1
合計											25,722.1

徳島都心地区(徳島県徳島市)

面積 244 ha 区域 内町地区、新町地区、東高田地区

凡 例

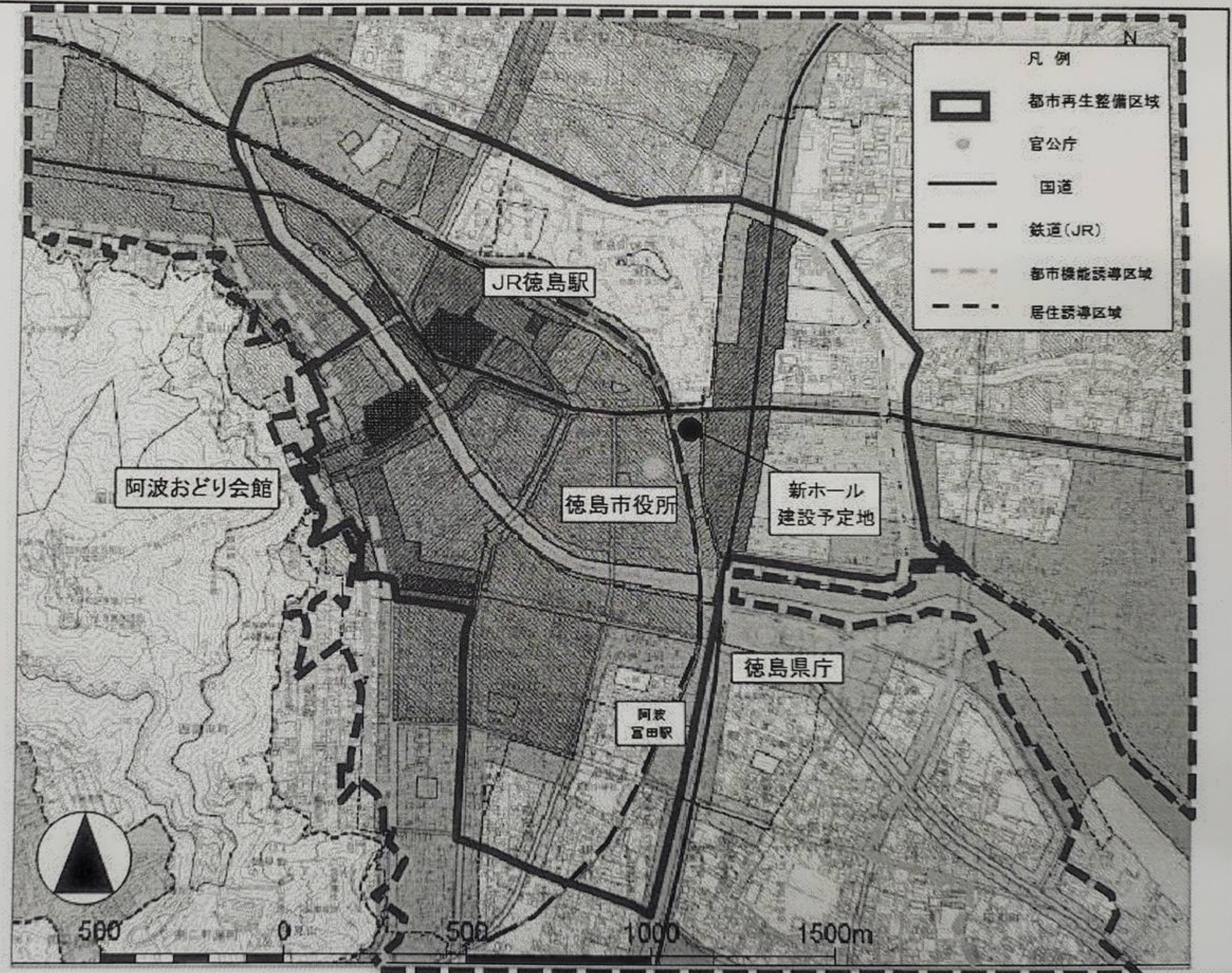
色 別	種 別	面積(㎡)	指 定 年 月 日
	都市計画区域	24,124	昭和57年12月1日
	市街化区域	5,919	昭和57年12月1日
	市街化調整区域	10,201	昭和57年12月1日
	農 業 地	1,000	昭和57年12月1日
	都市計画道路	84,714	昭和57年12月1日
	施設利用地区	3,300	昭和57年12月1日
	市街地再開発事業地区	2,300	昭和57年12月1日
	防火地域	4,000	昭和57年12月1日
	準防火地域	12,000	昭和57年12月1日
	都市計画道路	4,400	昭和57年12月1日
	都市計画公園	400,420	昭和57年12月1日
	都市計画緑地	163,300	昭和57年12月1日
	都市計画鉄道	400,000	昭和57年12月1日
	都市計画河川	400,000	昭和57年12月1日
	土地収用地区	214,300	昭和57年12月1日
	臨海地区	110,000	昭和57年12月1日
	地区計画区域	122,000	昭和57年12月1日

用途地域一覧表

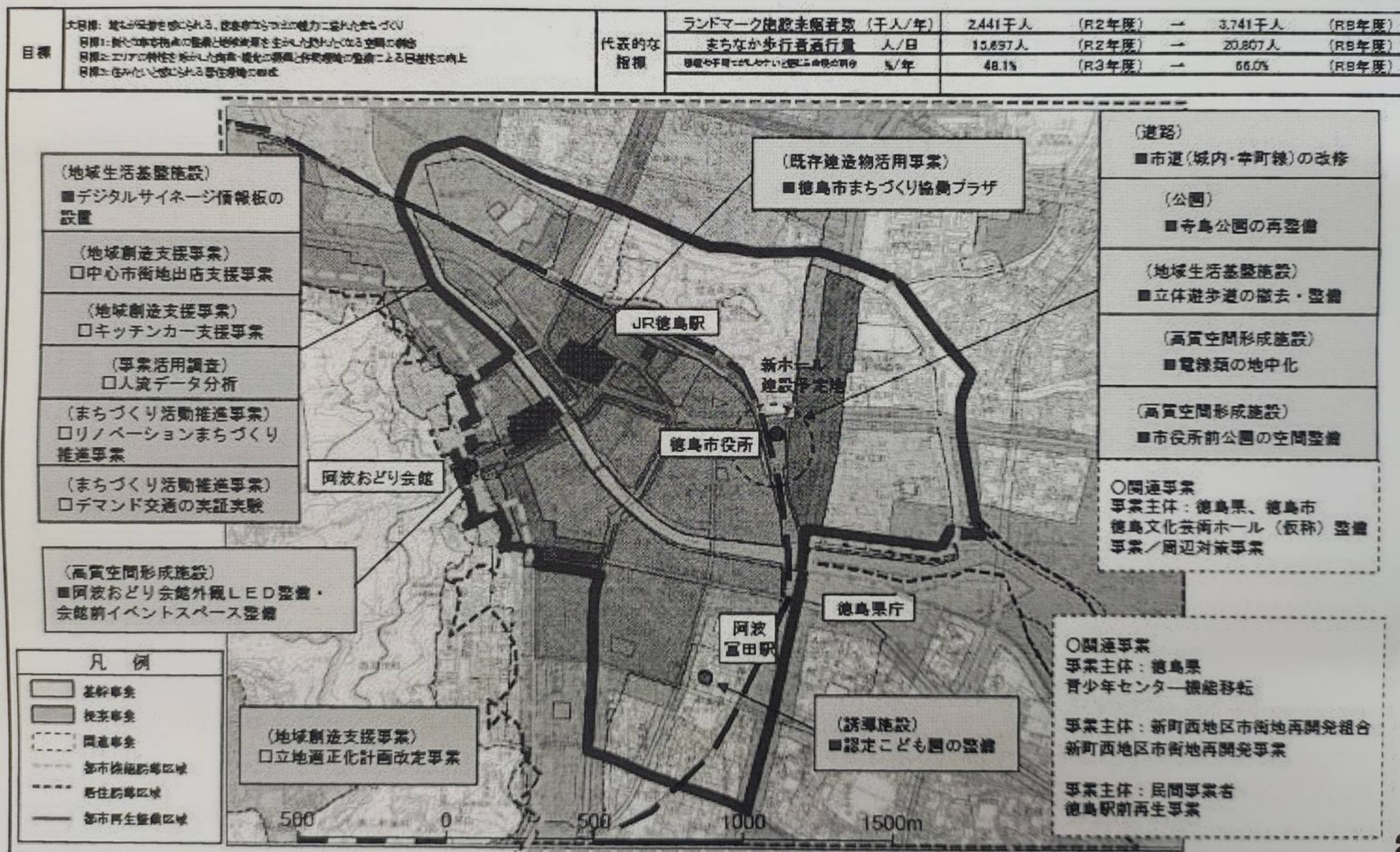
色 別	用 途 別	面積(㎡)	容 積 率	建 物 高	建 物 数
	第一種低層住居専用地域	144	50	10	10
	第二種低層住居専用地域	75	50	10	10
	第一種中高層住居専用地域	497	50	200	—
	第二種中高層住居専用地域	173	50	200	—
	第一種住居地域	1,043	50	300	—
	第二種住居地域	21	50	300	—
	第三種住居地域	39	50	200	—
	準住居地域	23	50	200	—
	近隣商業地域	59	50	200	—
	商業地域	184	50	500	—
	準商業地域	34	50	300	—
	工業地域	297	50	400	—
	準工業地域	30	50	400	—
	工業専用地域	307	50	500	—
	上 述 地 域	173	50	500	—
	工業専用地域	297	50	500	—
	合 計	3,000			

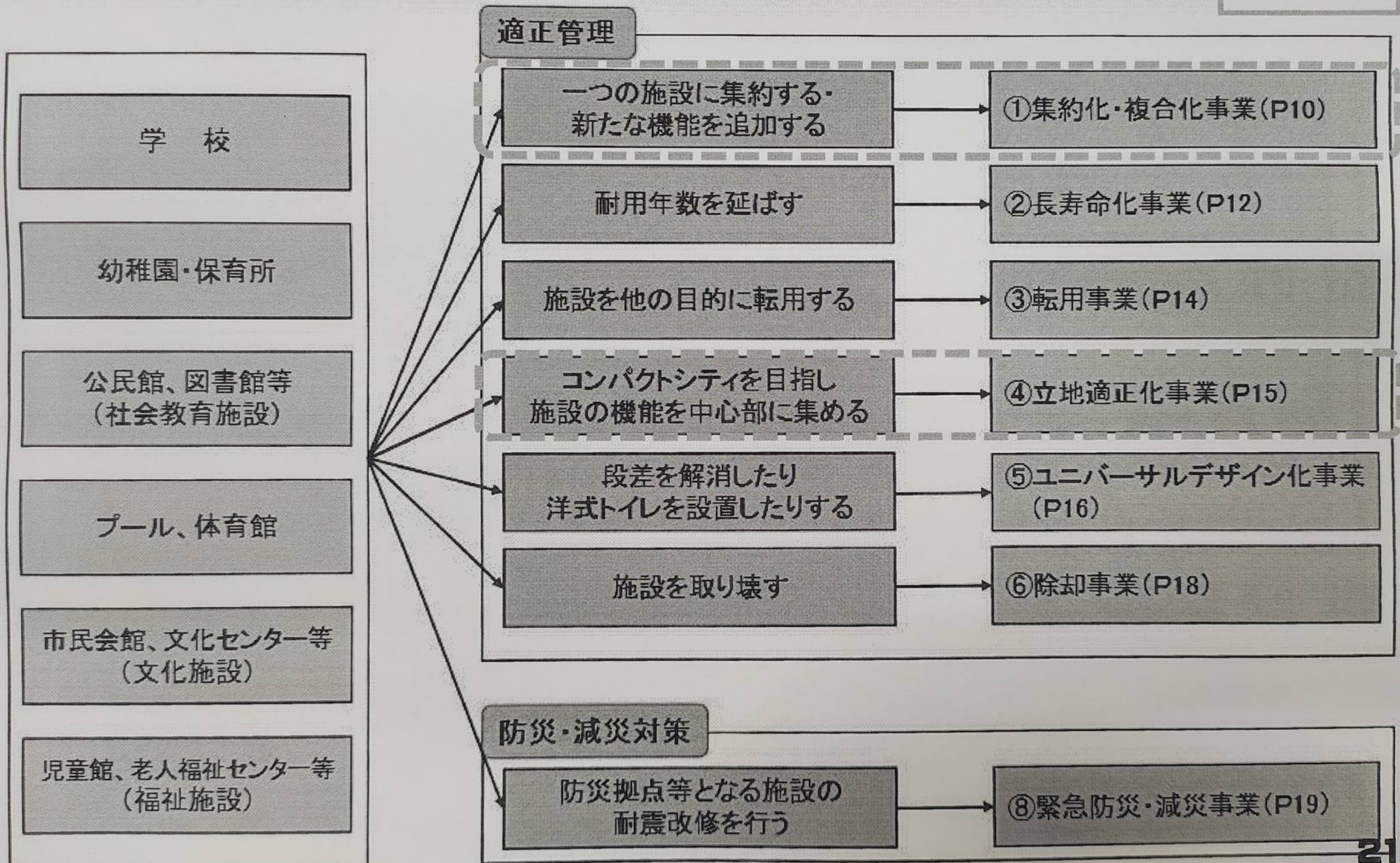
凡 例

	都市再生整備区域
	官公庁
	国道
	鉄道(JR)
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域



徳島都心地区(徳島県徳島市) 整備方針概要図(都市構造再編集集中支援事業)(第3回変更)





地方債活用のあらまし(参考)

区分	事業名	対象施設 ※1			参考	地方債措置	
		公共施設 ※2	社会 基盤 施設	公用 施設		充当率	交付税措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			・ 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 ・ グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象		50%
	②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加	90%	財政力に応じて 30%～50%
	③転用	○ 他の公共 施設 の転用	○ 公共施設 への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能			
	④立地適正化	○		・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象			
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			—
防災・ 減災対策	⑦緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象	100%	70%
	⑧緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して行う単独事業		
	⑨緊急浚渫推進事業		○		各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する単独事業		

(期間)①~⑥は令和8年度まで、⑦、⑧は令和7年度まで、⑨は令和6年度まで

※1 公営企業施設は対象外。

※2 公営住宅は対象外。

(留意点) 適正管理の①~⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)
 建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴うもの
 非建築物(グラウンド等): 施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

事業期間: 令和4年度～令和8年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。
 (共用部分がある場合は面積按分等)



充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

集約化・複合化事業 ②

事例

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント

【課題】

- ・老朽化した施設、耐震性のない施設の存在
- ・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(m ²)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

(延床面積を約50%縮減)
複合化

施設名	延床面積(m ²)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民のコミュニティ活動の拠点施設に転用予定

○新施設機能
 〈行政関係機能〉
 支所、福祉総合相談窓口等
 〈市民交流機能〉
 集会室、和室等
 〈社会教育機能〉
 図書館、森の駅情報コーナー
 〈地域防災拠点機能〉
 防災活動室、防災倉庫等

事業実施前



事業実施後



事業実施体制

関係課長を委員とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

＜事業例＞ ・【補完】国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

(国庫補助事業の対象とされているが国費の不足により単独で実施するもの)

・【一体】国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

(都市構造再編集中支援事業の要件を一部満たさない事業)

① 同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業(補助要件:同種の誘導施設は1市町村一つまで)

(都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業)

② 事業規模1億円未満の事業(補助要件:1億円以上)

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:令和4年度～令和8年度

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】

公共施設を
まちなかで
適切に配置



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

立地適正化事業 ③

事例

愛知県岡崎市(人口38.7万人) 岡崎市シビックコア地区駅前広場ペデストリアンデッキ整備事業

事業の概要

駅周辺にある市有地を活用し、民間事業者の提案を受けて新たに交流拠点の整備等を行い、岡崎駅前の魅力あるまちづくりを促進するもの。

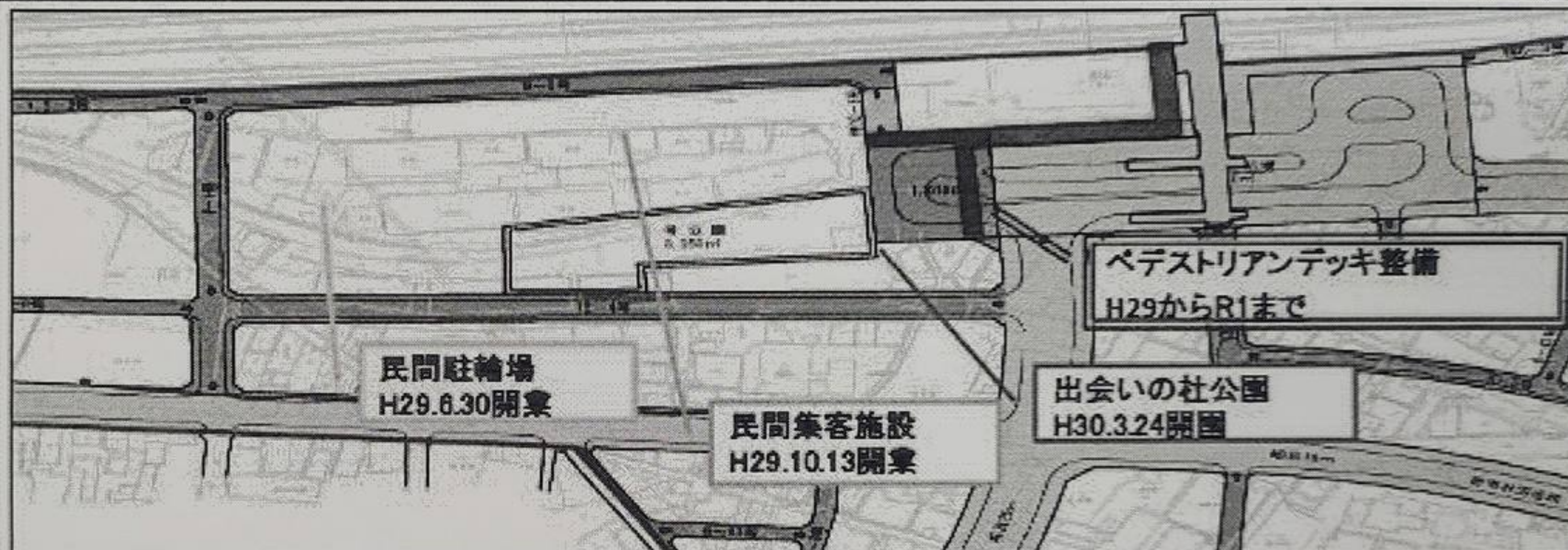
事業のポイント

【課題】岡崎駅東地区は、交通拠点として明治・大正時代から発展してきた既成市街地だが、近年は都市機能の低下などが問題となっていた。

(個別施設計画)
岡崎市立地適正化計画

事業実施期間: H29~R2年度
総事業費12.3億円

令和元年度完成



ペデストリアンデッキ整備



民間集客施設・駐輪場出会いの社公園

事業の効果

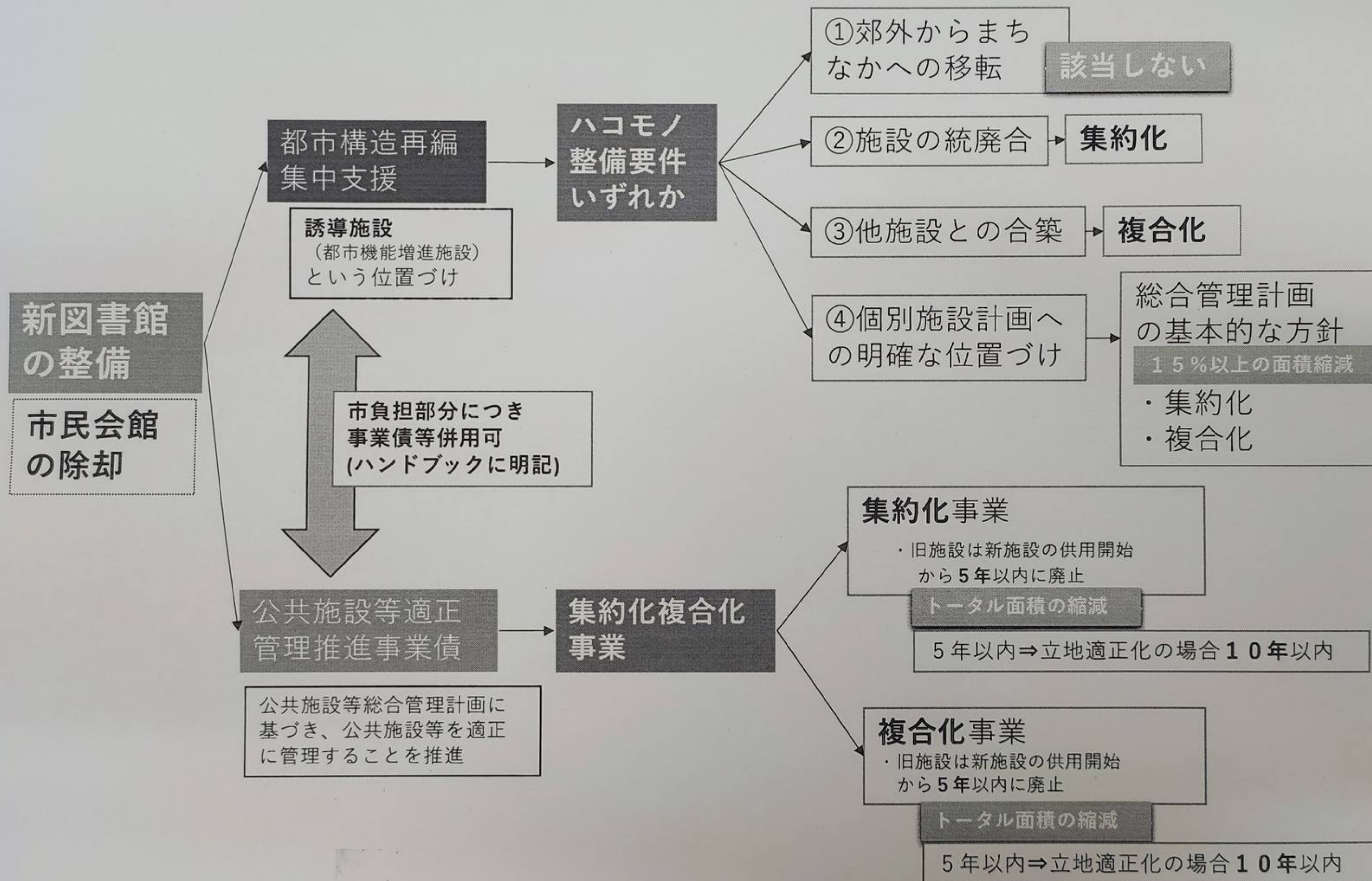
- 国庫補助事業と一体となって実施する地方単独事業に対して、充当率の高い地方債を活用することで、事業を着実に実施するとともに、財政負担の平準化を図ることができるようになった。
- ペデストリアンデッキ整備により、駅前広場及び周辺の利便性向上、駅前広場での歩行者の安全確保と渋滞対策を図る。

R6年度都市再生整備計画関連事業等説明会 個別相談 参加シート

※当日の相談時間は1自治体につき20分程度を目安にお願いします。

※本シートは相談したい内容を具体的に記載ください。必要あれば別途説明資料を送付ください。（資料は必ず事前送付のこと。）

自治体名	徳島県阿南市		
部署名	建設部 公共建築課 公共施設マネジメント室		
連絡先（電話番号／メールアドレス）	0884-22-8285/kenchiku@city.anan.lg.jp		
参加説明会開催都市	高松市		
立地適正化計画策定状況（R6.4.1時点）	策定済		
今まで都市再生整備計画事業説明会に参加したことがありますか。	あり（webのみ）		
相談内容（具体的に）			
相談内容に当てはまるものを選択→	②R7年度の新規地区		
阿南駅周辺地区の公共空間を活用した官民連携のまちづくりについて			
事業区域：11.75ha			
予定事業：誘導施設、ペDESTリアンデッキ、緑地広場、道路舗装			
誘導施設の整備、廃止された公共施設の除却とその周辺整備 R7～都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業の活用を予定			
相談事項			
①都市機能誘導区域内間の誘導施設（図書館）の移転は補助対象となるか。			
②立地適正化計画に誘導施設と位置づけた市民会館を解体する場合、解体費用は補助対象となるか。			
③都市再生整備計画の計画期間は3～5年となっているが、5年で事業が完了しない場合、計画期間の更新は可能か。			
④補助要件として、「民間資金等の活用の検討」、「整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用の検討」とあるが、どの程度の検討が求められるか。			
⑤公民連携事業手法の検討を行うが、PFI,DB,従来方式等、事業手法に関わらず補助対象となるか。			
⑥施設整備に当たり、コンストラクション・マネジメントの導入を検討しているが、補助対象となるか。			
①"公共施設等適正管理推進事業債は補助費として活用可能か。			
②"市庁舎に隣接する市道富岡横見線の拡幅事業を計画しており、道路事業として他の路線とパッケージで申請しているが、都市構造再編集中支援事業に乗り換えられるか。			
③"都市再生整備計画に位置づけた複数事業の中で補助金のやり繰りが可能か。			
（相談地域について）	相談地域名	阿南駅周辺地区	
	活用予定事業	都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークアブル推進事業	
	地域の情報 （右のうち当てはまるものを選択）	☐	立地適正化計画の都市機能誘導区域内
		☐	立地適正化計画の居住誘導区域内
		☐	市街化区域内
			市街化調整区域内
			都市計画区域内、非線引き、用途地域内
			都市計画区域内、非線引き、用途地域外
			都市計画区域内、非線引き、用途未指定
			都市計画区域外



財源の検討（補助金・事業債の活用）

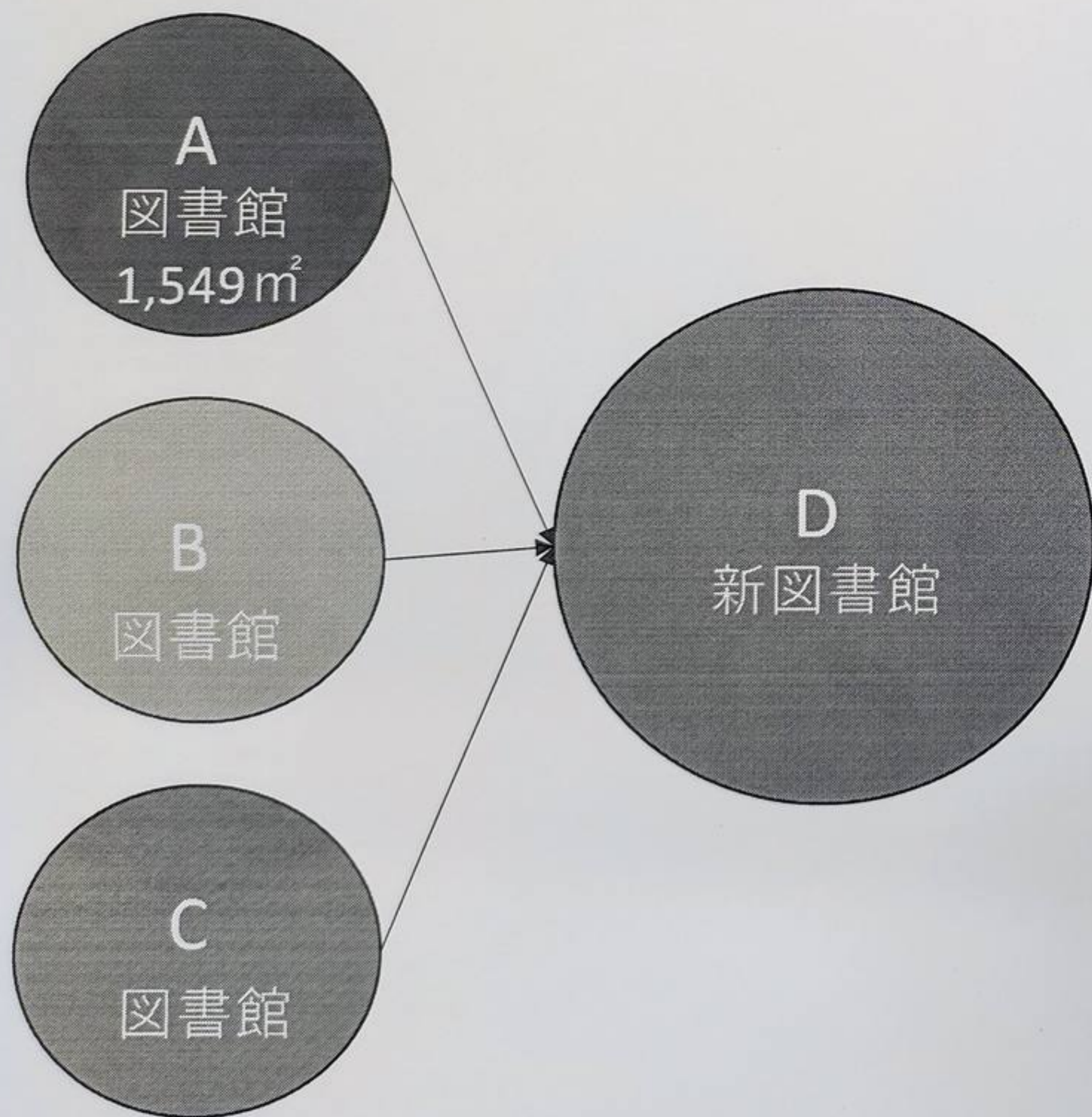
2

⇒ 集約化（統廃合）又は複合化（合築）が必須

※複数の施設を1つに、トータル面積の縮減（総合管理計画より、15%以上の面積縮減が望ましい）

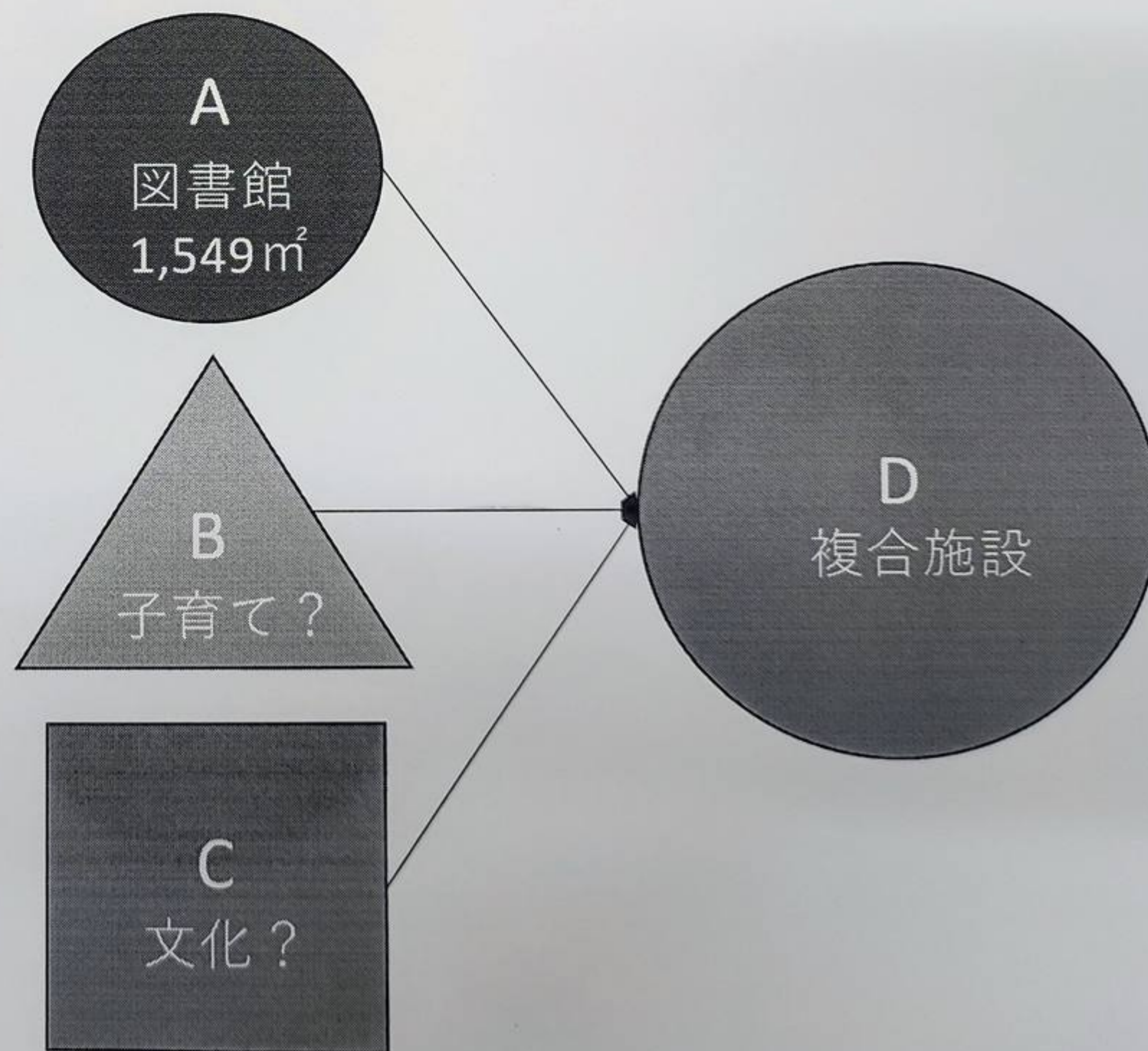
集約化（統廃合）

- ・ 同種施設を集める
- ・ $A+B+C > D$



複合化（合築）

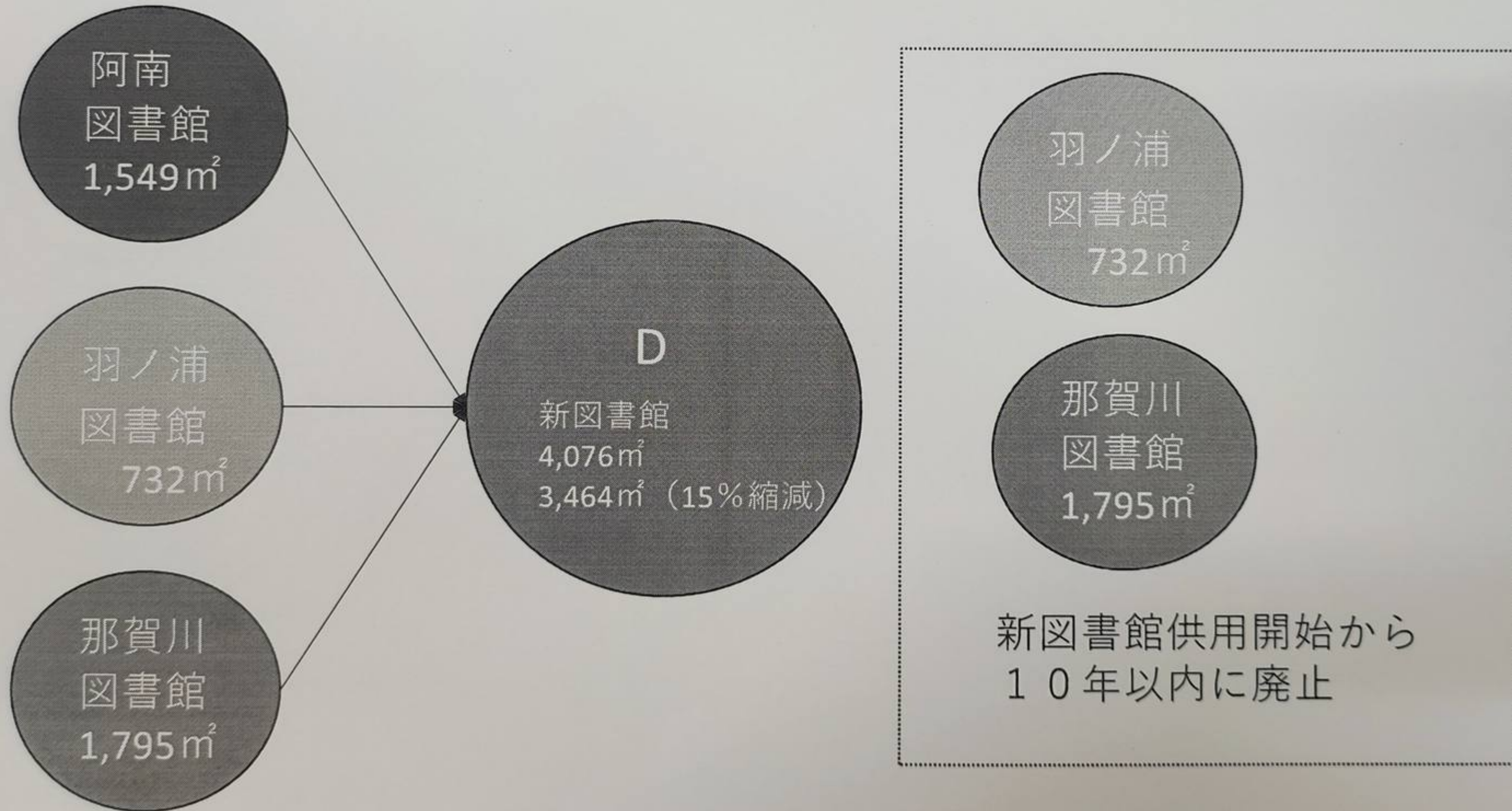
- ・ 異なる機能の施設を合体
- ・ $A+B+C > D$



集約化の具体的検討（3館⇒1館）

集約化（統廃合）

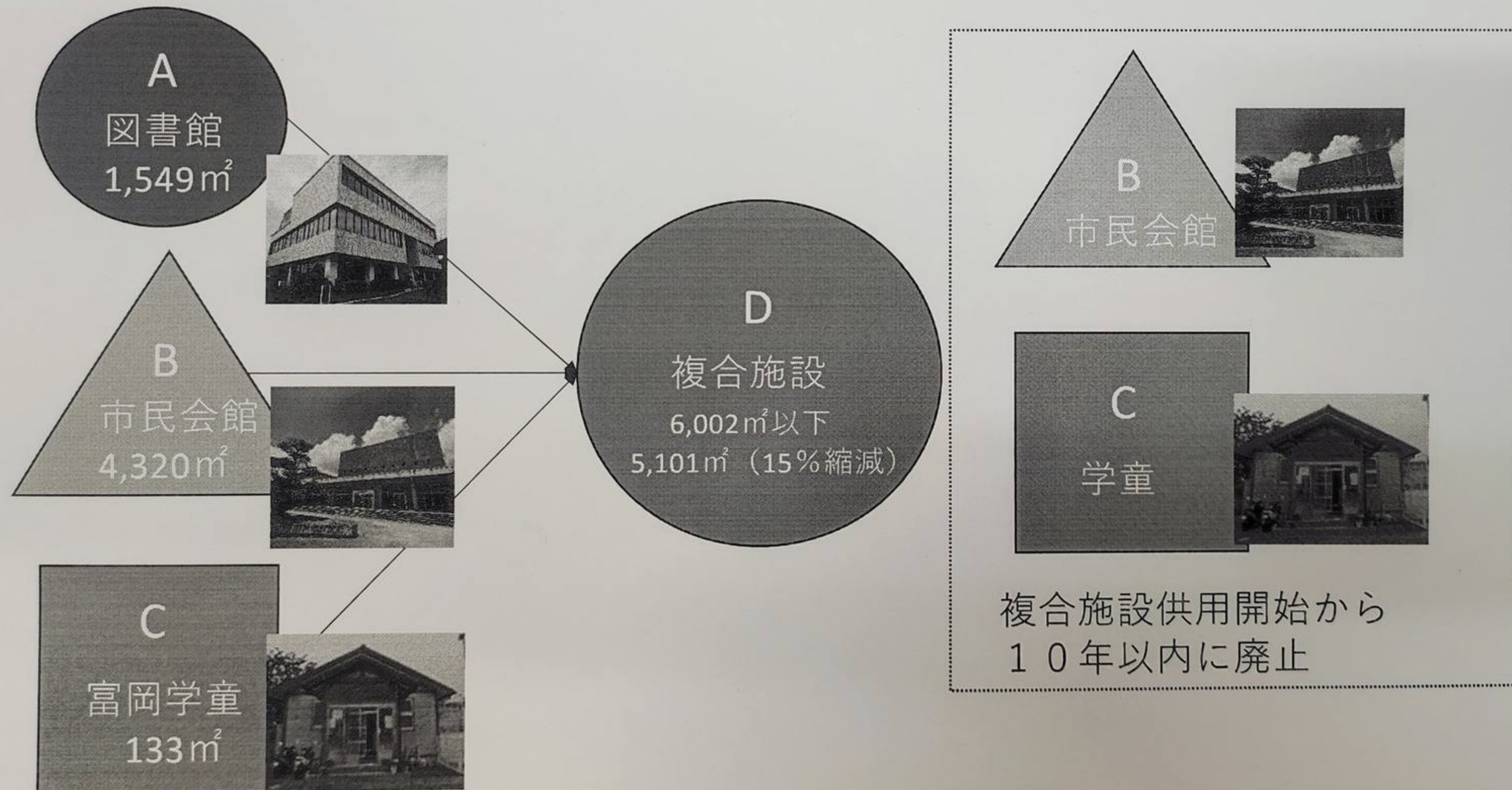
- ・ 同種施設を集める
- ・ 3館合計4,076m² ⇒（15%縮減）3,464m²



複合化の具体的検討（複数の異なる施設⇒1つへ）

複合化（合築）

- ・ 阿南図書館・市民会館・富岡学童を複合化想定
- ・ $A+B+C > D$



複合機能について

都市構造	都市再生(社会)	都市再生(防災)	ウォークアブル
△	△	△	

<交付対象事業> 令和6年度拡充

次に掲げる施設の整備に要する費用

- 1 地域交流センター
- 2 観光交流センター
- 3 テレワーク拠点施設（コワーキングスペース等（ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。）） ※都市構造再編集中支援事業のみ
- 4 まちおこしセンター ※都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）・まちなかウォークアブル推進事業のうち①コンパクトなまちづくりの推進に資する区域・③地域生活拠点、都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）のみ
- 5 ワークेशन拠点施設（コワーキングスペース等（ただし、地域住民を主として広く利用されるものに限る。）） ※都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）・まちなかウォークアブル推進事業の②市街化区域・用途地域の外側における観光等地域資源の活用に関する区域のみ
- 6 賑わい・交流創出施設（都市機能誘導区域内に人の流れを呼び込むことを目的とした、商業施設と一体的に整備・運営される文化・交流・情報発信・創業支援（営利目的を除く。）機能等を有する施設（屋外空間に存する施設を含む。）） ※都市構造再編集中支援事業のみ **令和6年度拡充**
- 7 子育て世代活動支援センター
- 8 複合交通センター

第1号～第7号の施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、以下の場合においては30億円を限度とする。

- ・市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合
- ・ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）の場合、第1、2、4、7号の施設においては、以下の全ての要件を満たすこと。

- ①防災機能を具備すること。
- ②発災時に地域住民等を一時収容するための必要最低限のスペースを鑑みて適切な規模であること。

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）の【要件②】の場合、移転・統廃合による整備に限る。

第8号の施設の整備に要する費用は、施設の共用部分（2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）に限る。

ただし、地方公共団体が実施する事業については、以下全ての要件に該当する場合に限る。

- ・維持管理費を算出し国に提出していること。
- ・1)～4)のいずれかに合致すること。
 - 1) 郊外からまちなかへの移転、2) 施設の統廃合、3) 他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。

① 地域交流センター

地域交流センターは地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設です。地域交流センターは地域の実状に応じて様々なものが想定されますが、具体的な交付対象としては以下のようなものがあります。



（対象となる施設例）

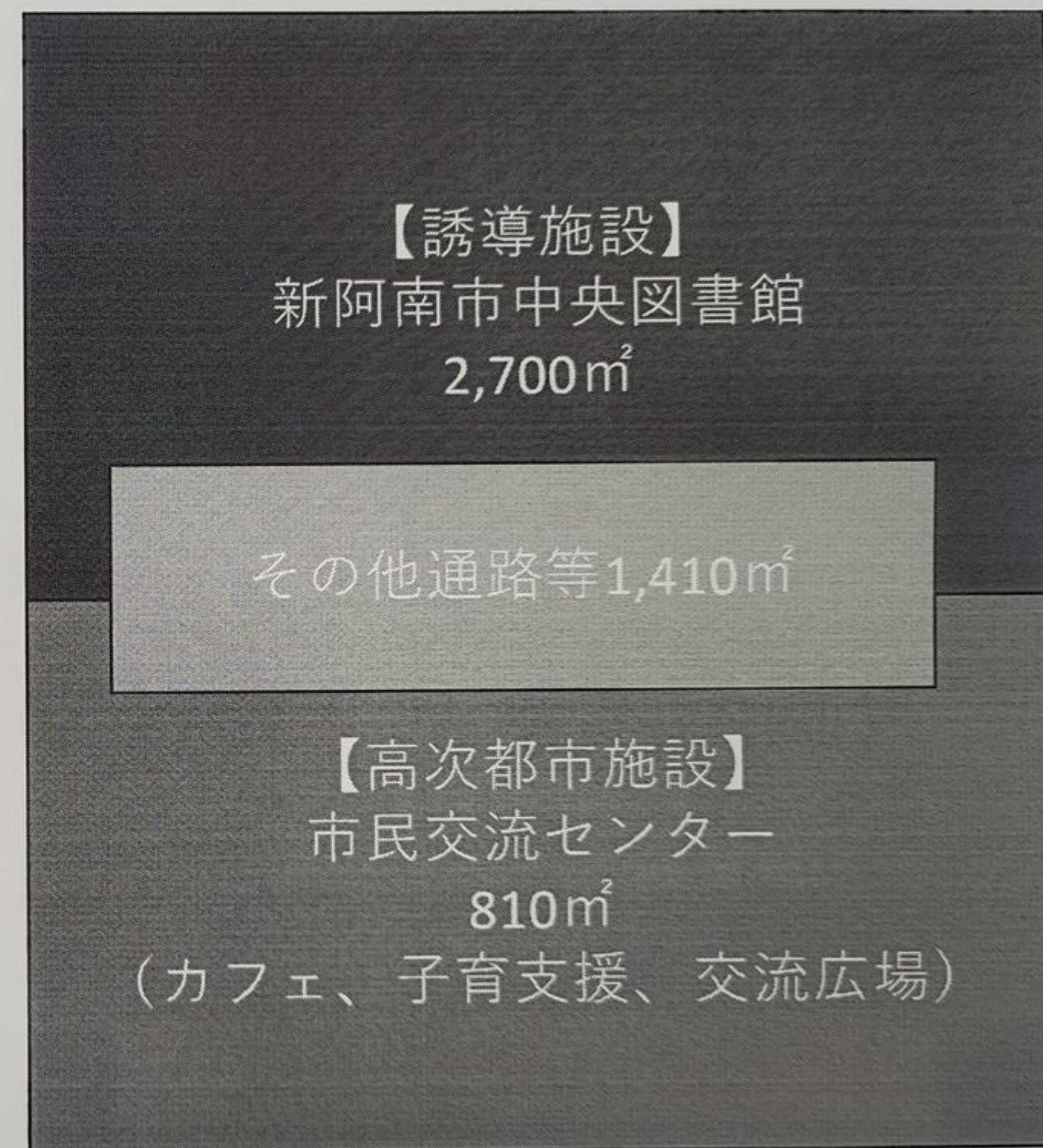
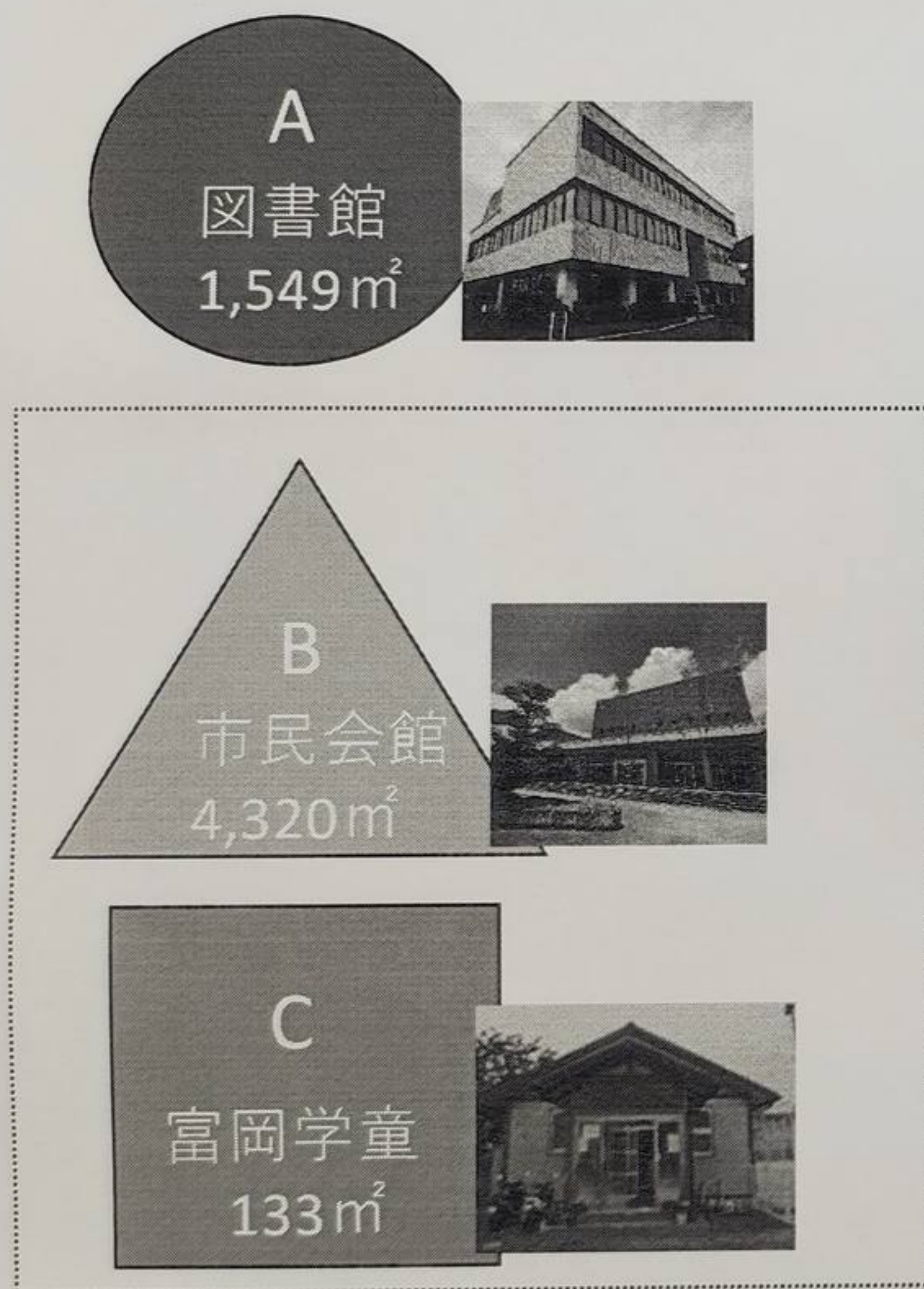
- ・地域住民が随時利用でき、住民相互の交流の場となる多目的ホール、会議室
- ・各種の展示イベント等を開催し、地域活性化の拠点となる展示場、ギャラリー
- ・余暇活動など地域住民相互の交流の場となる活動スペース、スタジオ
- ・交流スペースと一体となった図書コーナー（独立したスペースでないもの）
- ・上記施設に付帯して整備される喫茶コーナー等（原則として、当該施設により発生する収益の見込みが維持・管理費程度であるものを対象とし、収益により施設整備費が回収できる場合は支援の対象外）

なお、次のような施設は地域交流センターに該当しません。

- ・利用者が特定の住民層、住民団体等に限定される施設（ボランティアセンター等）
- ・利用目的、サービス内容等が限定される以下に示す施設
 - 地域住民の交流が目的でない大規模な舞台施設（専ら興行目的で使用されるコンサートホール等）
 - 専ら健康の増進を目的とした施設（体育館、スポーツジム、公衆浴場等）
 - その他地域住民の交流を目的とした施設ではないもの
- ・誘導施設として整備しうるもの
 - 社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設等）
 - 常設展示を主目的とした施設（博物館、美術館等）

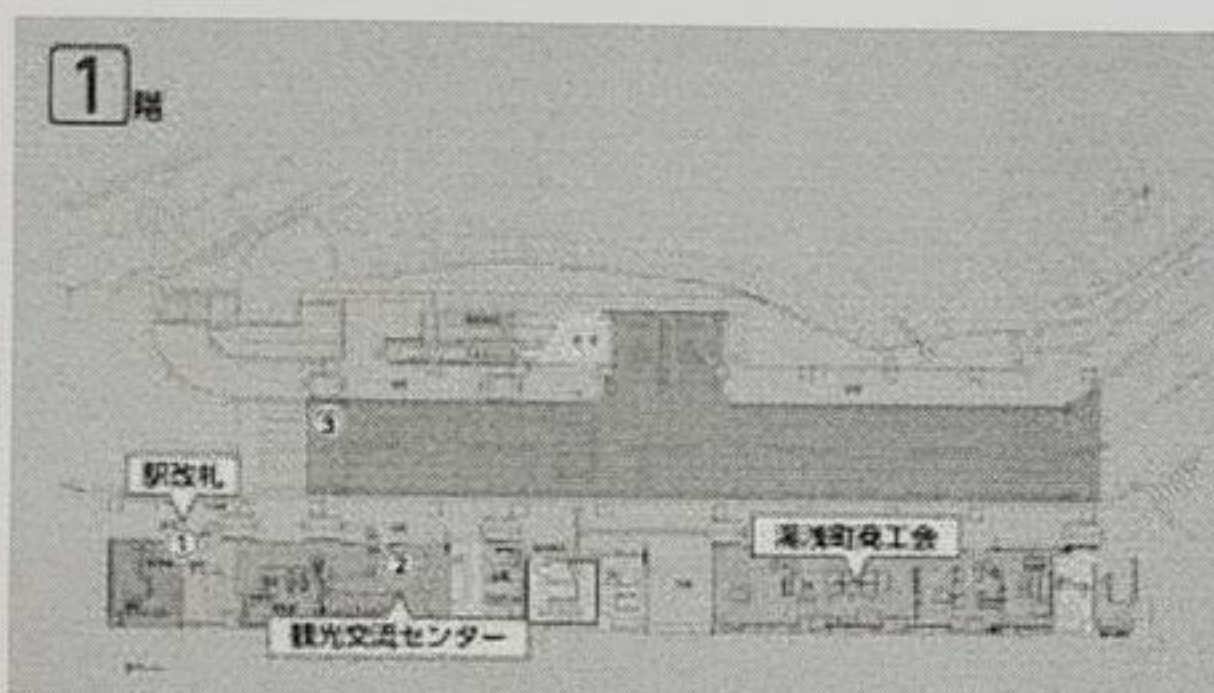
複合化 6,002m² ⇒ 4,920m²(まちづくり基本計画)

6

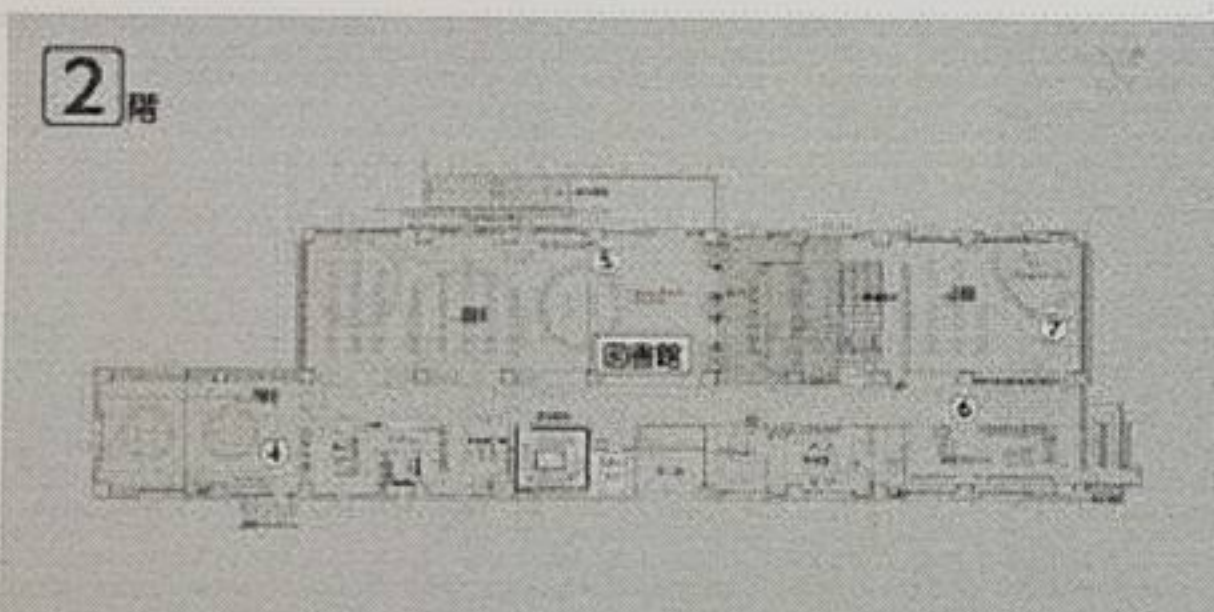


ストーリー？

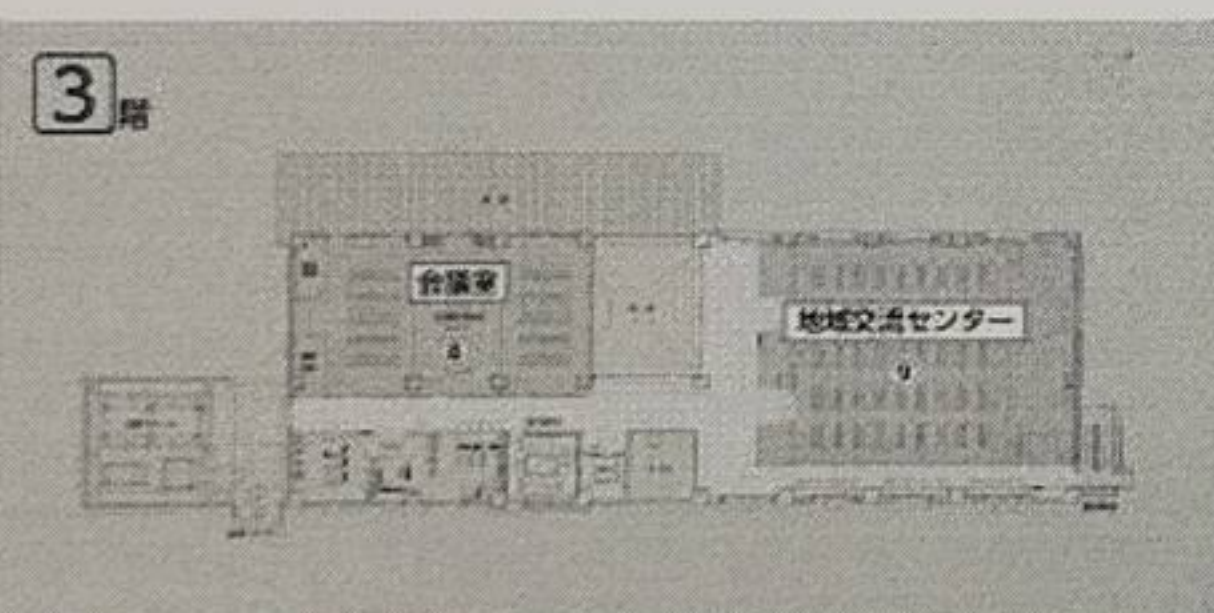
図書館、市民会館については、施設の耐震不足及び老朽化により再編の必要性がある。あわせて学童についても利便性を欠くためこれに加える。市民会館は市民が集い、交流してきた場所であるが、ホール機能については別施設で代替できることから、それ以外の交流機能等のみ残し、これからの市民ニーズに適合させた複合施設とする。この施設整備により、駅前地区の利便性や求心力を高める。



住民の利便性の向上を目的とした、住民票等の発行及び観光案内機能を持った観光交流センター、駅改札、湯浅町商工会を設置



様々な目的を持った幅広い年代の利用者が、落ち着いてゆっくりと過ごせる図書館を設置



誰もが集い憩える場として、地域活動や世代間交流、親睦を促進するための地域交流センターや会議室を設置（災害時には避難所として活用）

お問合せ先 地方創生ブランド戦略推進課 政策企画係（17番窓口）
☎63-2552（直通）



①所在地 有田郡湯浅町湯浅
1075番地9
②延床面積、構造等
2952.71㎡
鉄筋コンクリート造
3階建て

かねてより建設を進めていた駅前複合施設「湯浅えき蔵」が令和2年3月末に完成しました。本施設は観光交流センター、駅改札、図書館、地域交流センター、会議室、湯浅町商工会が一体となっています。幅広い年代の方々に向けて、観光や地域交流などによりまちの賑わいを創出します。大規模災害発生時においては、避難場所として活用します。

駅前複合施設
「湯浅えき蔵」が完成！

【施設供用開始スケジュール】

湯浅えき蔵内各施設の供用開始時期	令和2年												令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1階 観光交流センター															
2階 図書館															
3階 地域交流センター、会議室															

※3階各部屋の貸し出し時期については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、改めて本誌にてお知らせいたします。
※津波一時避難場所として5月1日から避難することができます。なお、大規模な地震が発生した場合、屋上階へつながる全ての出入口の扉が自動的に開錠され、避難することができます。

【駅前連絡所の移転について】

5月13日から、駅前多目的広場で行っていた住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書・非課税証明書の交付を湯浅えき蔵1階観光交流センターに移転します。



■施設案内図



〒483-8157
江南市北山町西300番地

- 駐車場料金
1時間100円
1日最大 600円
(施設利用者は一定時間の割引があります)
- 駐輪場料金(バイク・自転車)
3時間無料
以降6時間100円

■配置図



■問合せ先

施設名	開館時間	休館日※1	連絡先
江南市地域交流センター	9:00~21:30	毎週木曜日※2	0587-58-5771
江南市保健センター	8:30~17:15	毎週土・日曜日、祝休日	0587-56-4111
江南市こども家庭センター	妊産・出産 子育て 8:30~17:15	毎週土・日曜日、祝休日	0587-56-4120 0587-58-5850
江南市子育て支援センター	9:00~16:30	毎週日曜日、祝休日	0587-56-6337
江南市ファミリー・サポート・センター	8:30~17:15	毎週日曜日、祝休日	0587-58-5885
江南市立図書館	9:00~20:00	第2・4木曜日※2、蔵書点検期間	0587-56-2306

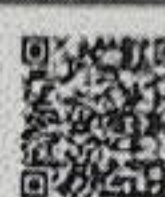
※1 12月29日から1月3日までは全館休館（地域交流センター、図書館は1月4日も休館します。）

※2 祝休日の場合は、翌日が休館日となります。

地域交流センター

(1階)

会議や研修、ワークショップの開催など、さまざまな目的に利用できる会議室があります。会議室の利用には予約が必要です。ちょっとした話し合いや交流など、どなたでも予約なしで、気軽に利用できるオープンスペースや、登録団体が利用できる作業コーナーもあります。



区分	収容人員	利用料金(一般)※	
		2時間	2時間30分
会議室1	27名	320円	400円
会議室2	27名	320円	400円
会議室3	18名	210円	260円

※営利目的の利用は4割となります

保健センター

(2階)

予防接種や母子保健、成人保健、感染症予防などのサービスを提供する市民の健康づくりの拠点施設です。犬の登録なども行っています。



こども家庭センター

(2階)

妊娠準備期から子育て期(お子さんが18歳になるまで)を切れ目なくサポートする機関です。妊娠届の受付や親子健康手帳(母子健康手帳)の交付もこちらの窓口です。



子育て支援センター

(2階)

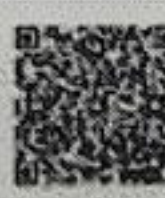
主に0歳から3歳の未就園のお子さんとその親を対象に、親子で一緒に遊んだり、交流する場を提供します。



ファミリー・サポート・センター

(2階)

子育ての手伝いをしてほしい方とお手伝いをしてほしいと思っている方が、お互いに助け合いながら活動する会員組織の窓口です。



図書館

(3・4階)

どなたでも資料を10点まで借りられます。館内には、借し物を行う「イベントホール」、お子さんが本と親しめる「おはなし広場」、ブース席(102席)の「学習室」などがあります。



地域交流センター(1階)



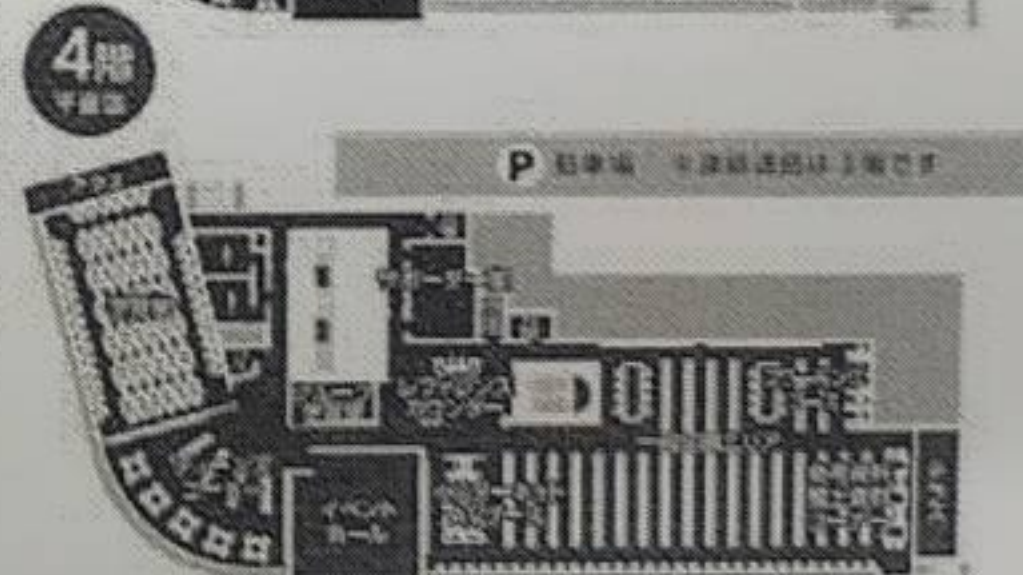
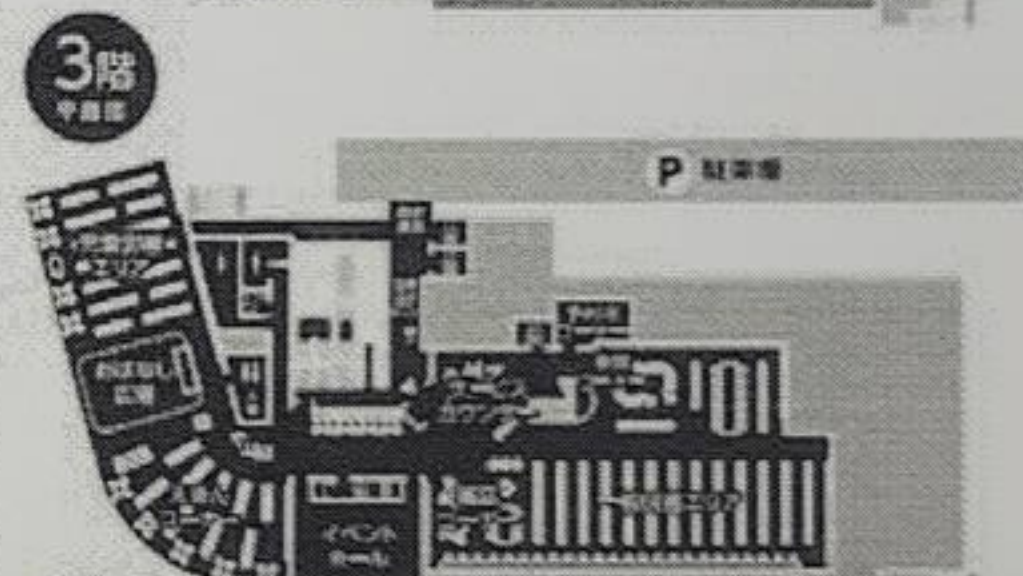
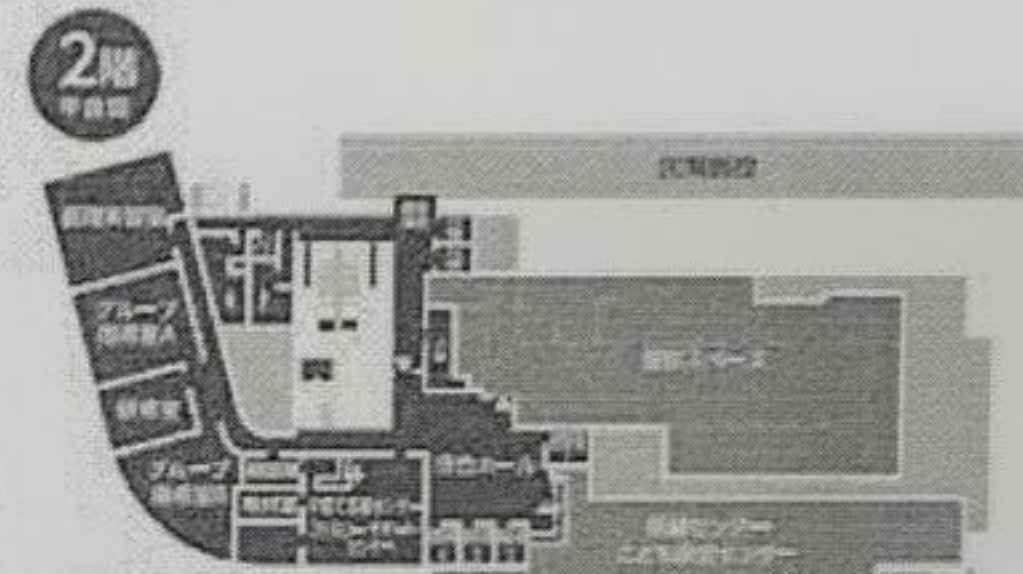
保健センター(2階)



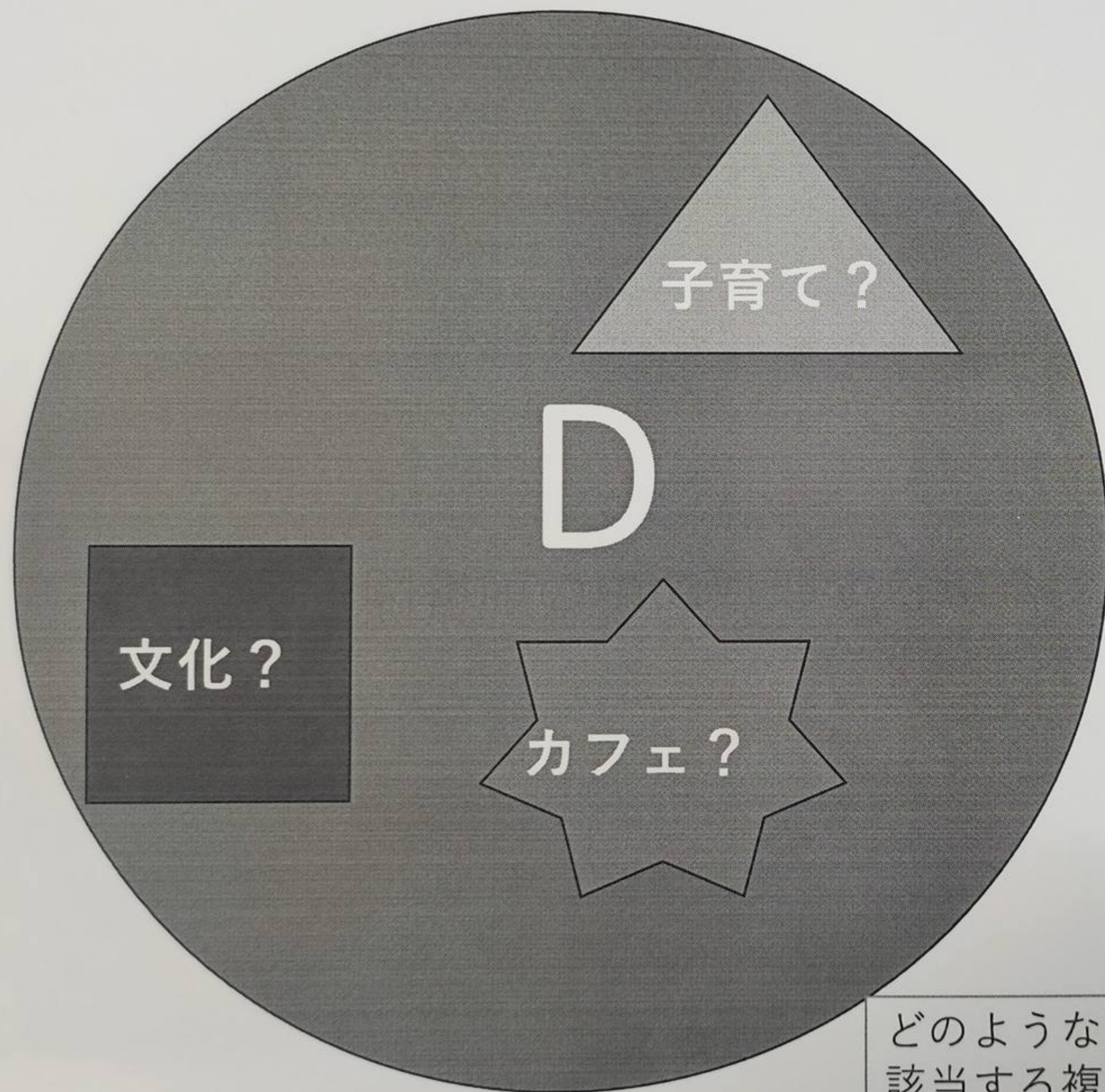
子育て支援センター(2階)



図書館(3・4階)

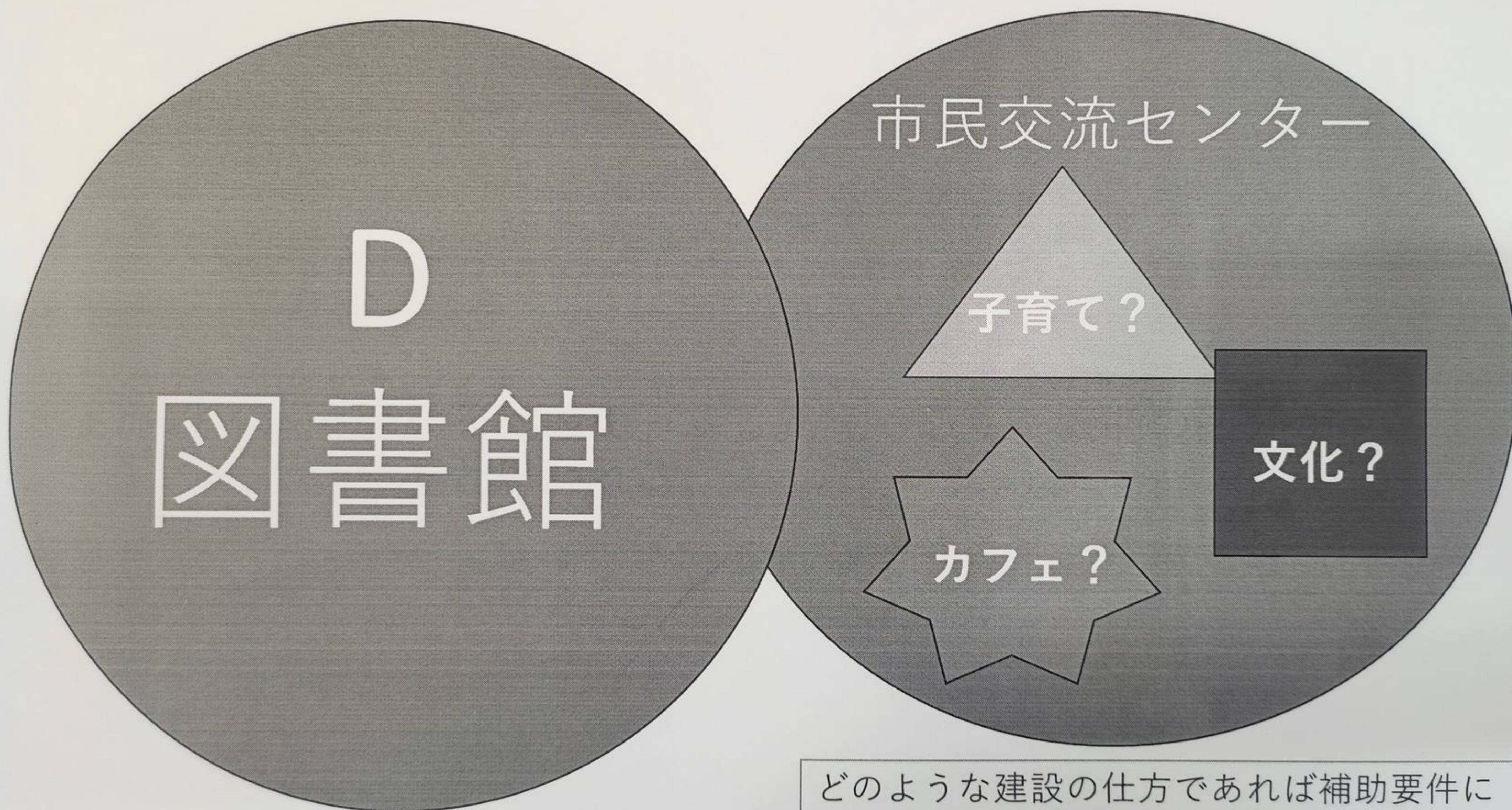


複合施設？・・・図書館の中で処理する場合、説明が困難。



どのような建設の仕方であれば補助要件に該当する複合施設とみなされるのかは適宜確認が必要

複合施設・・・異なる機能を有する施設であり、機能の区分が必要と思われる。



どのような建設の仕方であれば補助要件に該当する複合施設とみなされるのかは適宜確認が必要

1. 新図書館整備及び市民会館の除却について、補助金及び事業債が要件に応じて活用可能であり、かつ併用ができる。
2. 補助金及び事業債いずれも、複数の公共施設による集約化又は複合化（事業債は総面積縮減も必要）を要件としている。
3. 事業債においては、新施設の供用開始後、集約化・複合化された旧新施設について5年（立地適正化計画による場合は10年）以内に廃止することが要件となっている。
4. いずれの施設を対象に集約化・複合化するかは、新施設の総面積に影響する。事業債においては、面積の縮減が要件である。
5. 補助金においては、高次都市施設（地域交流センターなど）という概念があり、他事例によると複合化の際に活用されている。

1. 事業債を活用する場合、総面積の縮減、供用開始後に旧施設の10年以内の機能廃止など諸条件を満たす必要がある。補助金については同種要件の明確な記載はない。
2. 用途廃止済の市民会館を複合施設の対象として算定できるか。
3. 市民会館を対象にできない場合、複合化について面積要件のある事業債が活用できない可能性がある。
4. 複合機能について、補助金上、市民交流センターという位置づけでよいか。補助対象にする以上、いずれかの補助対象施設の定義（誘導施設や高次都市施設等）に該当する必要がある。

あやテラス（綾部市図書館）について

- 1 綾部市には、図書館は綾部市図書館 1 館しかなく、老朽化も著しい状況であった。
※補助金活用の要件にあたり、新図書館を郊外から中心部に移転し、他機能を廃止することとしている。
- 2 新図書館整備にあたり、旧図書館機能を廃止し 1 館体制を継続した
①旧綾部市図書館：関係団体（国際交流センター）に使用貸借している
- 3 図書館機能の廃止と住民との関係
綾部市においては、新図書館整備の期待が強く、旧図書館廃止に対する反対活動などはなかったようである。そのため、機能残置などはしていない。施設は老朽化していたが、要望があったため、他の公共的団体に貸出したとのこと。
- 4 まとめ
 - ・図書館整備にあたり、建替に近い事業であったため、反対運動もなかった。
 - ・旧図書館については除却せず、他の公共的団体に無償で貸付けている。
 - ・補助金の要件上、特に問題となることはなかった。
- 5 付加情報
 - ・あやテラスの名称については、市民公募により決定したもので、オープングに間に合うように進めた。

亀山市立図書館について

- 1 亀山市においては、新亀山図書館が整備されるまでは2館の図書館があった

①旧亀山図書館

②関図書館（関文化交流センター内の一部）

※亀山市は、補助金活用の要件にあたり、新図書館を郊外から中心部に移転し、他機能を廃止することとしている。

- 2 新図書館整備にあたり、旧図書館機能を廃止し1館体制とした

①旧亀山図書室：移転に伴い閉館

⇒R7現在は転用に向け協議中（福祉機能を予定（都市公園内にあることから機能に規制あり））、築42年であり、活用が可能であったことから除却はしなかった。

⇒現在も、長期休暇期間中の子育て支援サービス等に適宜活用している。

②関図書館：図書館としての機能を抜いた（常駐職員・蔵書管理の廃止）

⇒本が残置されていることから読書スペースとしており、週に1、2回職員が巡回するようにして対応しているとのこと。

⇒当該旧図書館は関文化交流センター内にあり、施設管理者が別にいたため、その場所を返したような形になったとのこと。

- 3 図書館機能の廃止

補助金や事業債で求められる図書館機能の廃止における、図書館機能とはどのように考えているか？

⇒公共図書館としての機能、職員の常駐

- 4 図書館の移転と住民合意

・亀山市においても、新図書館整備にあたり、市民から多くの意見があったとのこと

・新図書館整備について、まずは行政において財源をどうするかという議論があった（都市構造再編集集中支援事業と合併特例債を活用）

・行政が整備を進めるにあたり、新設する事業の設計者と一緒に住民らと意見交換をした（新しい場所に図書館を建てる必要性、利便性などをご理解いただいた）

・旧図書館について職員常駐等、従来のかたちを求める声はあった

- 5 まとめ

・図書館整備にあたり、集約化することから、旧図書館周辺の住民らから反対される

・新図書館の必要性、利便性などから住民と意見交換のうえ理解してもらう必要がある

・旧図書館について、建物は使用可能なので、行政で転用している

・図書館機能を抜いた施設は図書館ではない

亀山市 図書館機能の変更に関して

<https://www.city.kameyama.mie.jp/library/article/2023030600017/>



蔵書検索

申込書ダウンロード

イベントカレンダー

■ 休館日カレンダー

> 亀山市立図書館

9月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

■ 休館日

亀山っ子読書推進プラン

ちいさなお話

ホーム > カテゴリ > トップページ掲載 > 新着情報
ホーム > カテゴリ > 図書館カテゴリ > 図書館からのお知らせ

令和5年4月からの関図書館の運営について

📧 ホスト 🗣️ いいね! 📄 シェアする

更新日 2023年03月16日

4月1日（土曜日）から関図書館は、地域読書活動拠点に変わります

新図書館を核とした地域読書活動を推進するために、地域の皆さんの読書活動の場として活用いただく新しい居場所になります。

今後は、身近な読書環境づくりを推進するために、市立図書館から司書を中心とした図書館職員が定期的に訪問し、図書館の図書整理や図書に関連した催しなどを行います。

図書館の利用時間等

開館時間：関文化交流センター開館日の午前9時～午後4時30分まで（予定）

※関文化交流センターの定休日：毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日

図書資料の利用について

4月以降、関図書館の図書は引き続き閲覧できます。貸出しも自由にできます。

返却は、案内に設置する棚に開館時間内にお願います。

市立図書館職員の訪問

- 書架整理などを行うため、定期的に図書館職員が訪問する予定です。
- 図書室を活用した催しなどを図書館ボランティア団体等と協働して開催します。
- 地域のイベントの開催に合わせて、関連した図書ユニットを持参するなど、地域読書活動拠点の取り組みを積極的に進めます。
- 地域の皆さんからの寄贈本を募るなど、地域資料の収集の場としても活用していきます。

関地区の図書館ボランティアのイベント

- 関おはなし会：毎月第2水曜日午後3時～ 絵本の読み聞かせ
- たんぽぽの会：毎月第3水曜日午後3時～ 紙芝居会

どなたでも参加できます。

図書を自由に貸出しできるとなっているため再度聞き取りしたところ

- ・ 図書館による貸出しではなく自治による貸出しとしている。

- ▷ 返却期限がない
- ▷ 対象は図書館の蔵書から除籍された本である
- ▷ 勝手に持ち出すような仕組みで、返すときは返却ボックスにいれる仕組み

都市再生整備計画関連事業

都市構造再編集集中支援事業

都市再生整備計画事業

まちなかウォークابل推進事業

ハンドブック（案）

（本編）

令和 6 年 4 月版

国土交通省都市局 市街地整備課

街路交通施設課

7-1-1 誘導施設

都市構造	都市再生(社会)	都市再生(防災)	ウォークアブル
○			

＜交付対象事業＞

- 1 誘導施設の整備に要する費用
- 2 前号に掲げる誘導施設の整備が立地適正化計画に基づき複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合を行うことにより廃止された施設の除却等（除却、整地（当該施設の敷地及び隣接する区域における安全対策を含む。）及び既存建造物活用事業）、元地の管理の適正化に係る事業に要する費用

誘導施設の整備に要する費用には、購入費を含む。1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする。ただし、①～③の場合においては30億円とする。また、④の場合においては限度額を12億円減じる。

- ① 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合
- ② 都市機能の安全性強化に必要な防災対策を行う施設を整備する場合（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。）
- ③ ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合
- ④ 都市構造再編集中支援事業により、当該施設を含む連携市町村誘導区域において、同種の基幹的誘導施設の整備が予定又は整備されている場合（下記Bのただし書きに該当する場合を除く。）

ただし、次の全ての要件に該当する場合に限る。

- A 地区面積が300㎡以上であるもの。（ただし、法第46条第2項第5号に規定する滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォークアブル区域」という。）において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合にはこの限りではない。）
- B 都市構造再編集中支援事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設（基幹的誘導施設を除く。）として整備されていないこと。（ただし、まちなかウォークアブル区域における社会福祉施設若しくは子育て支援施設の整備の場合、災害ハザードエリアからの誘導施設の移転の場合（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。）、公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む。）に基づき複数の誘導施設を移転・統廃合により整備する場合（移転・統廃合後の全ての誘導施設（※）の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設（※）数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。）又は本表第28項の復興促進事業による整備の場合においてはこの限りではない。）
- C 三大都市圏域（首都圏整備法に定められた既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に定められた既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に定められた都市整備区域をいう。）の政令市及び特別区を除く市町村において実施すること。（ただし、三大都市圏域の政令市のうち連携市町村誘導区域において整備する場合にはこの限りではない。）
- D 医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあっては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られたものであること。
- E 義務教育に供する公立施設、病院を整備する場合にあっては、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであること。
- F 新築の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。また、地方公共団体又は機構が新築する建築物は、原則としてZEB水準に適合すること。

また、地方公共団体が実施する事業については、次の全ての要件に該当する場合に限る。

- a 維持管理費を算出し国に提出していること。
- b 1)～4)のいずれかに合致すること。
 - 1) 郊外からまちなかへの移転、2)施設の統廃合、3)他施設との合築、4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること。
- c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。
- d 他省庁の補助制度がないこと。
- e 計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。
- f 整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。

(※) 計画・設計段階及び整備済の誘導施設を含む。

【間接交付の場合の事業に要する費用】

市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額

(1)事業の概要

誘導施設とは、都市機能誘導区域内の次表に掲げる施設であって立地適正化計画に誘導施設として位置付けられたものです。

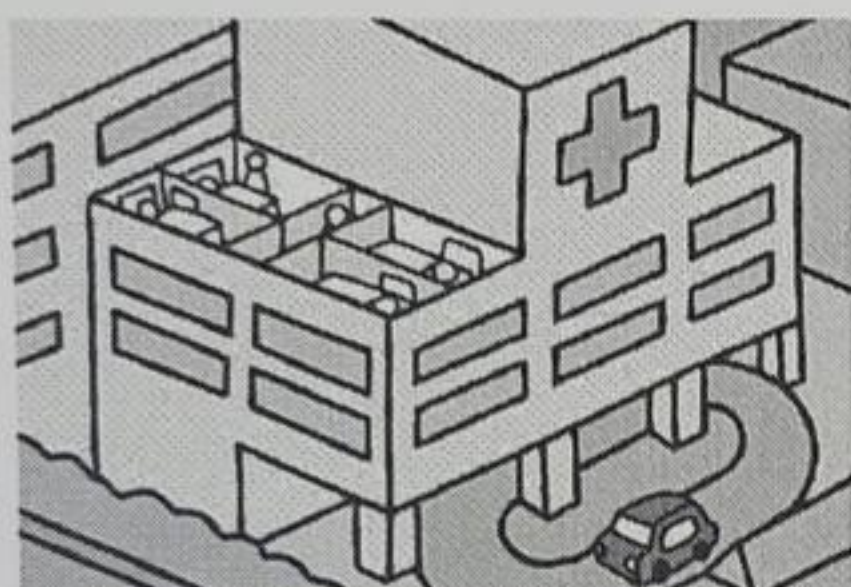
誘導施設は、拡散型の都市構造の再編を迅速かつ効率的・効果的に行うため、既存ストックを活かすとともに、民間活力を最大限に活用することなどにより、都市機能維持に必要な機能を確保し、地方都市の拠点の活性化に資する施設の整備を行うものです。

また、誘導施設の整備が立地適正化計画に基づき複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、統廃合されたことにより廃止された施設の除却等（除却、整地（当該施設の敷地及び隣接する区域における安全対策を含む）、既存建造物活用事業）、元地管理の適正化に係る事業に要する費用も、誘導施設の整備の一環として支援対象となります。元地管理の適正化に係る事業は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域外でも実施することが出来ます。跡地の活用等については要件がありません。

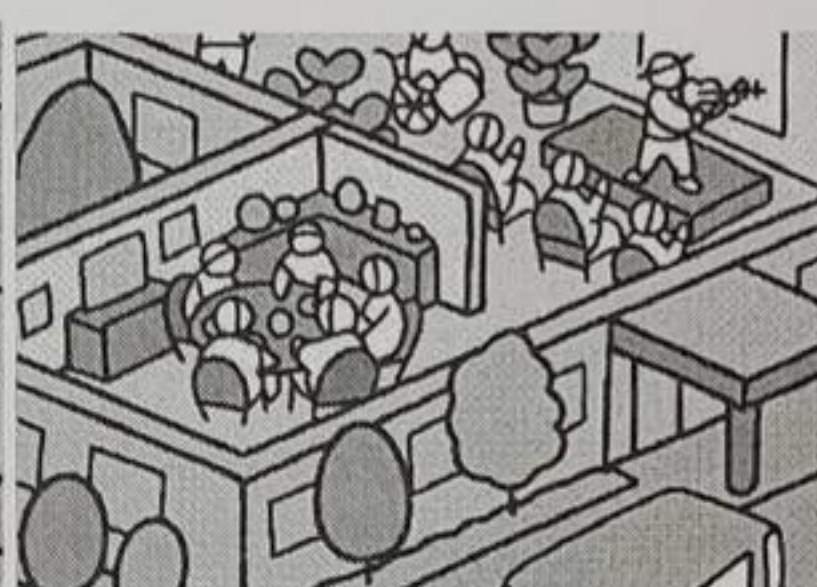
<誘導施設一覧>

対象施設	施設名	法的位置付け
1) 医療施設	特定機能病院	医療法第4条の2
	地域医療支援病院	医療法第4条
	病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く）	医療法第1条の5
	診療所	
2) 社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設	
3) 教育文化施設	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項

	幼稚園	学校教育法第1条
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
	大学	
	高等専門学校	
	専修学校	学校教育法第124条
	各種学校	学校教育法第134条
	図書館	図書館法第2条
	博物館	博物館法第2条第1項
	博物館相当施設	博物館法第29条
4) 子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設 (一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る)	
	こども送迎センター (広域保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る)	



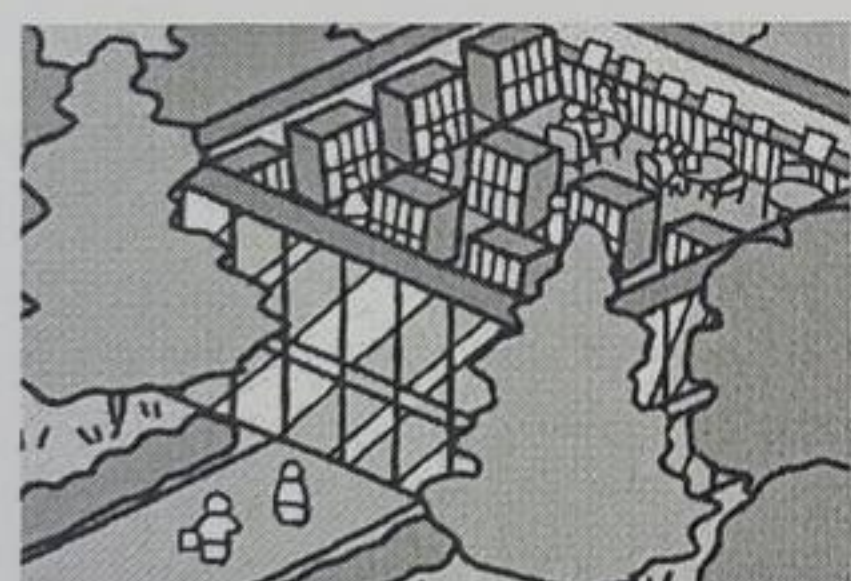
医療施設（病院・診療所）



社会福祉施設



教育文化施設（こども園・学校）



教育文化施設（図書館）



教育文化施設（博物館）



子育て支援施設

(2) 交付対象

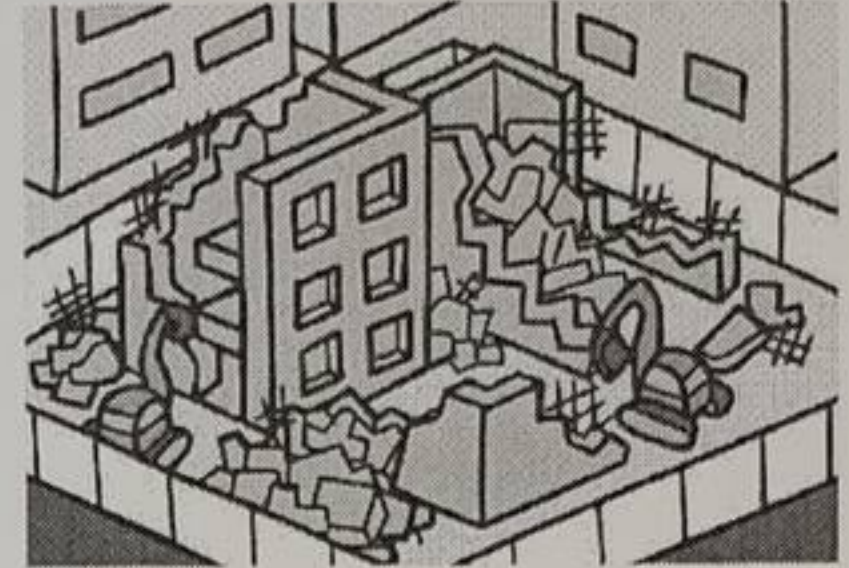
① 施行できる地区

誘導施設の整備は、都市機能誘導区域で実施する場合があります。

ただし、三大都市圏域の政令市及び特別区では実施できません。例外として、三大都市圏域の政令市のうち周辺市町村と連携した立地適正化計画又は広域的な立地適正化の方針を作成した場合について

では、誘導施設の整備が可能となります。広域的な立地適正化の方針の例は、「5-2 施行地区」を参照してください。

当該誘導施設の整備が立地適正化計画に基づき複数の施設の機能を集約する統廃合である場合に実施できる「元地管理の適正化に係る事業」は、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外でも実施することが出来ます。都市計画区域外でも実施することが出来ます。国費率は、誘導施設の整備にかかる国費率と同じになります。



② 交付対象事業の費用の範囲

誘導施設の整備に要する費用が対象となります。また床の一部を購入したりする方法も可能です。

当該誘導施設の整備が立地適正化計画に基づき複数の施設の機能を集約する統廃合である場合、「元地管理の適正化に係る事業」も、整備に併せて実施可能です。元地管理の適正化にかかる事業は、統廃合されたことにより廃止された施設の除却、敷地の整地（当該施設の敷地及び隣接する区域における安全対策を含む）、廃止された施設を活用した既存建造物活用事業が支援対象となります。

特定非営利活動法人等への間接交付を行う場合の整備に要する費用は、設計費及び土地整備費等（土地整備費、用地取得費（緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。）、共同施設整備費、専有部整備費の23%、負担増分用地費）を合計した額となります。

①設計費

交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(4)1. 一に掲げる調査設計計画に要する費用をいう。

②土地整備費

交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(4)1. 二に掲げる土地整備に要する費用（ただし、「コア事業」とあるのは「誘導施設の整備事業」と読み替えるものとする。）をいう。

③用地取得費

緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費に限る。

④共同施設整備費

交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(4)2. 三に掲げる共同施設整備に要する費用をいう。

⑤専有部整備費

誘導施設（共同施設部分を除く。）の整備に要する費用（当該整備に要する費用に100分の23を乗じて得た額）をいう。

⑥負担増分用地費

立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の区域外から区域内へ誘導施設を移転する際に追加的に必要となる土地取得に係る費用をいい、次の式により算定した額（Z）とする。ただし、従前地の土地利用は誘導施設以外の土地利用とする。

・ア（従後地面積） $\leq$ （従前地面積）の場合：

$$Z = ((\text{従後地土地価格}) - (\text{従前地土地価格})) \times 0.23$$

・イ (従後地面積) > (従前地面積) の場合:

$$Z = ((\text{従後地土地単価}) - (\text{従前地土地単価})) \times (\text{従前地面積}) \times 0.23$$

なお、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分の取得費を用地取得費として交付対象事業費とする場合は、当該用地取得費を減じた額を従後地土地価格とする。

また、負担増分用地費を算出するに当たり、従前地及び従後地の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定にかかる専門性を有する第三者が入った委員会に付議し、定めるものとする。

また、次のいずれかに適合する間接交付事業の場合は上記の費用のうち土地整備費等については、1.20 を乗じて得た額となります。

- A 低未利用地において誘導施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、生活機能を確保する事業
 - B 医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同で活用・整備する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業
 - C 複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設を整備する事業
 - D 災害ハザードエリアから移転を行う事業（立地適正化計画に記載された法第81条第2項第5号に規定する防災指針（以下「防災指針」という。）に即した事業に限る。）
 - E 復興促進事業
- ※ 低・未利用地とは、指定容積率の1/3以下の土地利用を行っているものとなります。

③ 規模要件

地区面積（敷地面積）が300㎡以上であるものが対象となります。ただし、ウォークブル区域において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合、300㎡以下でも支援対象とする。

④ 事業費の上限額

1箇所における整備に要する事業費として21億円の上限額が設定されているので注意が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は30億円に上限額が引き上げられます。

- i) 市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して整備する場合
- ii) 都市機能の安全性強化に必要な防災対策を行う施設を整備する場合（立地適正化計画に記載された防災指針に即した事業に限る。）
- iii) ZEB Readyの省エネ性能の水準に適合する建築物を整備する場合

i 及び iii の詳細については、「7-10 高次都市施設」も参照してください。

ただし、次に該当する場合は上限額が12億円引き下げられます。つまり、上限額が21億円の場合は9億円、30億円の場合は18億円が上限額となります。

- i) 連携市町村誘導区域において整備され、当該施設を含む連携市町村誘導区域で同種の基幹的誘導施設が都市構造再編集中支援事業にて整備する予定又は整備されている場合（詳細については、「7-12 基幹的誘導施設」を参照）

なお、元地管理の適正化に係る事業に要する費用は上限額の外になります。

⑤ 同種施設の要件

誘導施設に対する支援は、同種の施設が都市構造再編集中支援事業により同種の施設が当該市町村の誘導施設として整備されていない場合に限られます。

同種施設とは、法的位置づけが同じ施設のことを指します。例えば、小学校と中学校は法的位置づけが異なるので、同種の施設ではありません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この要件の対象外となります。

- i) まちなかウォークアブル区域において社会福祉施設又は子育て支援施設を整備する場合
 - ii) 災害ハザードエリアから誘導施設を移転する場合（立地適正化計画に記載された防災指針即した事業に限る）
 - iii) 公共施設等総合管理計画（個別施設計画を含む）に基づき複数の誘導施設を移転・統廃合により整備する場合（移転・統廃合後の全ての誘導施設（※）の総延べ床面積が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設の総延べ床面積を下回り、かつ、移転・統廃合後の全ての誘導施設（※）数が、移転・統廃合の対象となる従前の全ての施設数を下回る場合に限る。また、他施設との合築により誘導施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する）
- （※）計画・設計段階及び整備済の誘導施設を含む。

iii) の考え方

- ① 移転・統廃合後の全誘導施設の総延べ床面積 < 移転・統廃合の対象となる全従前施設の総延べ床面積
- ② 移転・統廃合後の全誘導施設数 < 移転・統廃合の対象となる全従前施設数

※他施設との合築により誘導施設を整備する場合、他施設に相当する延べ床面積は除外する。
※計画・設計段階及び整備済の誘導施設も含まれる。

- ・本要件は、2施設目以降の誘導施設を都市構造再編集中支援事業で整備しようとする場合のみ適用。
- ・要件①②には、1施設目の誘導施設もカウント（1施設目も含めて総延べ床面積、施設数を算出）。
- ・要件②により、従前と比較して、「施設数の増」、「施設数の変更なし」の場合は支援対象外。
- ・非補助、自治体単独費で整備する誘導施設も、従前従後の総延べ床面積、施設数の対象としてカウント。

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	パターン6
右記は 例示						
要件② (1つ目、計画段階 の施設もカウント)	×	○	×	○	×	○

○ : 移転・統廃合の対象となる従前施設 ① : 都市構造再編集中支援事業で整備した1つ目の誘導施設
○ : 都市構造再編集中支援事業で整備予定である2つ目以降の誘導施設 ● : 計画・設計段階である誘導施設

iv) 復興促進事業

また、本要件によらず事業を実施した過去の誘導施設（平成 27 年度当初までに対外的な説明会等を既に実施しており、平成 28 年度までに着手したもの）については、この要件の対象外となります。

⑥ 関連計画との整合

医療施設又は社会福祉施設を整備する場合にあつては、医療計画、子ども・子育て支援事業計画等

と連携が図られたものであることが必要です。

⑦ 他省庁補助制度が存在する施設整備にあたっての条件

義務教育に供する公立施設、病院については、文部科学省・厚生労働省による補助制度があります。これらの補助制度と目的の差を明確化するため、義務教育に供する公立施設、病院については、災害時の避難所等として周辺の居住者の用にも供されるものであることが必要です。

なお、他省庁の補助の対象となる部分と、都市構造再編集集中支援事業の補助の対象となる部分が、同じ建物の中に併存することは可能ですが、重複することは出来ません。

⑧ ハコモノ要件

市町村等が実施する場合、7-15で詳述する要件がありますので、必ず確認してください。

⑨ 省エネ要件

新築の場合、7-15で詳述する要件がありますので、必ず確認してください。

Q&A

Q. ハザードエリアからの移転の場合、同種1都市1施設の要件はかからないが、先にハザードエリアからの移転を目的に誘導施設の整備を行った後、ハザードエリアからの移転を伴わない同種の誘導施設の整備を都市構造で実施することは可能でしょうか？

A. 可能です。

Q. 都市機能誘導区域内から都市機能誘導区域内への誘導施設の移転は支援の対象か。

A. 支援の対象となります。

Q. 元地管理の適正化に係る事業について、用途の違う施設同士の建築(複合施設)の場合でも対象になりますか？

A. 複数の施設が一つの施設になることを統廃合とします。複数の施設が合築されている場合は統廃合とは見なさないため、元地管理の適正化の対象外です。

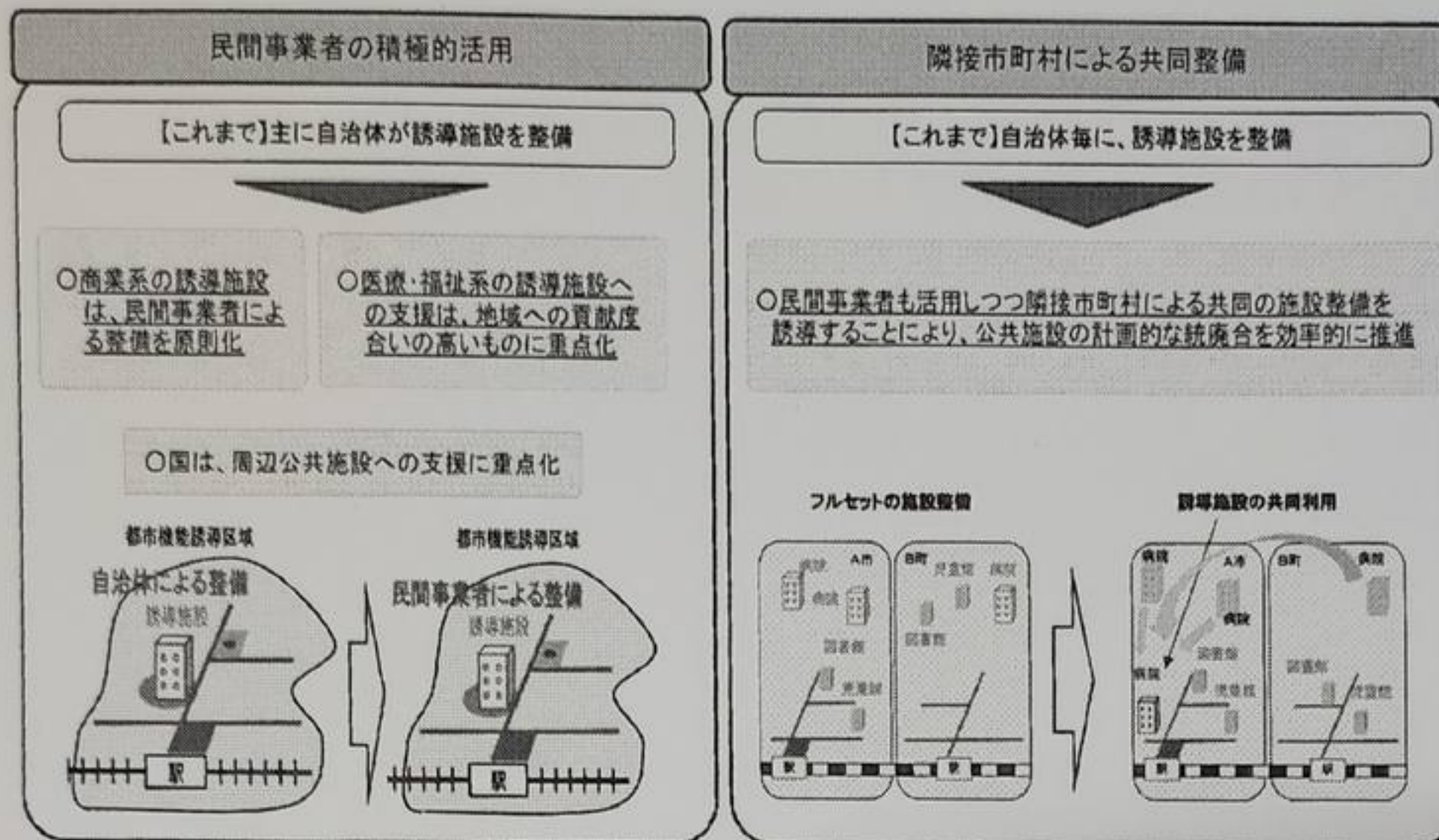
<商業施設への支援について>

財政制度等審議会（平成28年10月）における『都市再構築戦略事業』において、『民間事業者の積極的活用の要件化（商業施設は原則民間等）』等を推進するよう財政支援の見直しを進めるべき。』との指摘を受け、平成29年度より、商業施設は支援対象外となっています。

<参考：財政整備等審議会 財政制度分科会 資料（平成28年10月）>

具体的な財政支援の見直しの方向性

- コンパクト+ネットワークを推進する「都市再構築戦略事業」において、
 - ・ 民間事業者の積極的活用の要件化（商業施設は原則民間等）
 - ・ 隣接市町村による共同整備への誘導
- 等を推進するよう財政支援の見直しを進めるべき。



7-15 ハコモノ要件・省エネ要件について

(1) ハコモノ要件

市町村が実施する高次都市施設・誘導施設・誘導施設相当施設・基幹的誘導施設・既存建造物活用事業（既存建造物を活用して高次都市施設、誘導施設及び誘導施設相当施設を整備する場合）（所謂ハコモノ事業）については、以下の要件に該当することが要件となっています。

【市町村が実施するハコモノ整備の共通の要件】

- a 維持管理費を算出し国に提出していること。
- b 1)～4)のいずれかに合致すること。
 - 1) 郊外からまちなかへの移転
 - 2) 施設の統廃合
 - 3) 他施設との合築
 - 4) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当施設整備の明確な位置づけがなされていること。
- c 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと。
- d 他省庁の補助制度がないこと。

【市町村が実施する高次都市施設・誘導施設・誘導施設相当施設・基幹的誘導施設に関する要件】

- e 整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること。

【市町村が実施する誘導施設・誘導施設相当施設・基幹的誘導施設に関する要件】

- f 計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること。

① 維持管理費を算出し国に提出していること

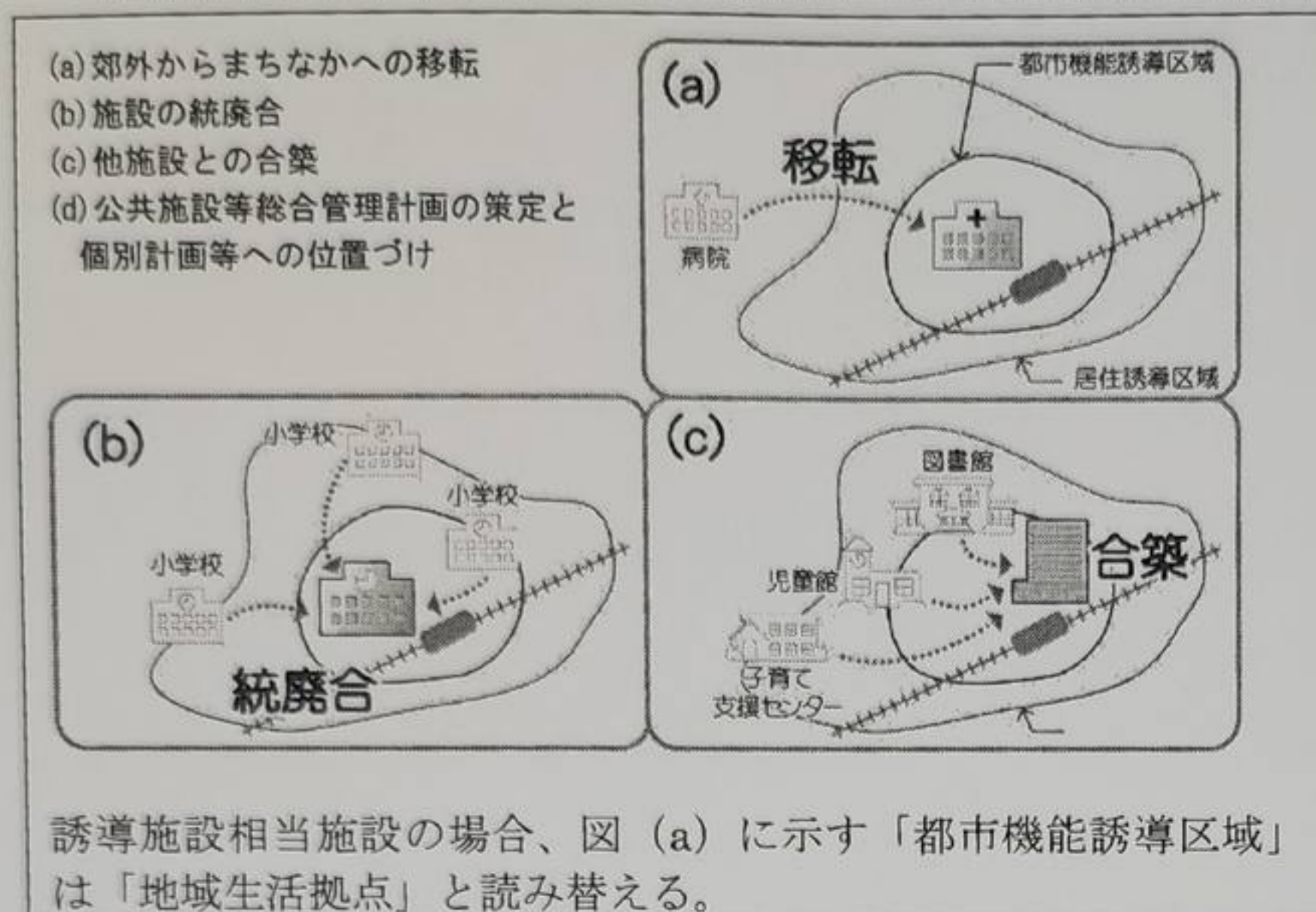
市町村が実施する全てのハコモノ整備で算出することが要件となっています。維持管理費としては同種施設の維持管理費を参考に算出することが想定されますが、それぞれのハコの特性に応じて算出をお願いします。

算出の結果、維持管理費が自治体の財政圧迫の可能性がある場合には見直しを図ることが望ましいです。

② 4つの要件いずれかに合致すること

- a) 郊外からまちなかへの移転
- b) 施設の統廃合
- c) 他施設との合築

- d) 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動
産有効活用ガイドラインに基づく計画への当施設整備の明確な位置づけがなされていること。



郊外からまちなかへの移転には、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内への移転を含みます（あわせて、地域生活拠点外から地域生活拠点内への移転を含みます）。

なお、他施設との合築については、民間施設等との合築も含みますが、あまりにも小規模な施設との合築については合築とみなしません。

③ 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと

「三位一体の改革で税源移譲となっていないこと」とは、「三位一体の改革で、所得税から住民税に税源移譲された財源分（廃止・縮減された国庫補助金の対象事業）となっていないこと。」です。以下の施設はその一例ですが、整備しようとする施設が税源移譲の対象となっていないか、地方自治体の担当部局に問い合わせ確認をしてください。

税源移譲の対象となったもの	（補助金名）
公立の社会事業授産施設 （社会福祉施設等施設整備費補助金（老人福祉施設（老人短期入所施設）等））	
養成所施設研修施設、看護師宿舎、保育施設 （医療施設等施設整備費補助金（院内感染拡大防止のための個室化整備等））	
保健所、地域保健法に基づく市町村保健センター （保健衛生施設等施設整備費補助金（保健所、精神病院等））	
公立保育所、児童相談所（一時保護所除く）、婦人相談所（一時保護所除く） （次世代育成支援対策施設整備交付金）	

④ 他省庁の補助制度がないこと

誘導施設及び誘導施設相当施設の中には、厚生労働省、文部科学省など、他省庁の補助により、整備可能な施設が存在しています。他省庁補助は、対象事業に係る施設の質的・量的改善等の視点から支援を行い、都市構造再編集中支援事業は、立地適正化計画に基づくコンパクト・プラス・ネットワークを実現する視点から支援を行うものであり、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

のうち地域生活拠点も都市圏全体におけるコンパクト・プラス・ネットワークを実現する視点から支援を行うものです。このため、他省庁補助が存在する場合は、他省庁補助を活用した上で、その補助内容を超える部分に都市構造再編集中支援事業及び都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）を活用し、市町村が目指すコンパクト・プラス・ネットワークを実現することが必要です。

このため、他省庁の補助の対象となる部分と、都市構造再編集中支援事業及び都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の補助の対象となる部分が、同じ建物の中に併存することは可能ですが、都市構造再編集中支援事業及び都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の補助の対象となる部分に他省庁の補助制度を入れることは出来ません。

⑤ 整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討すること

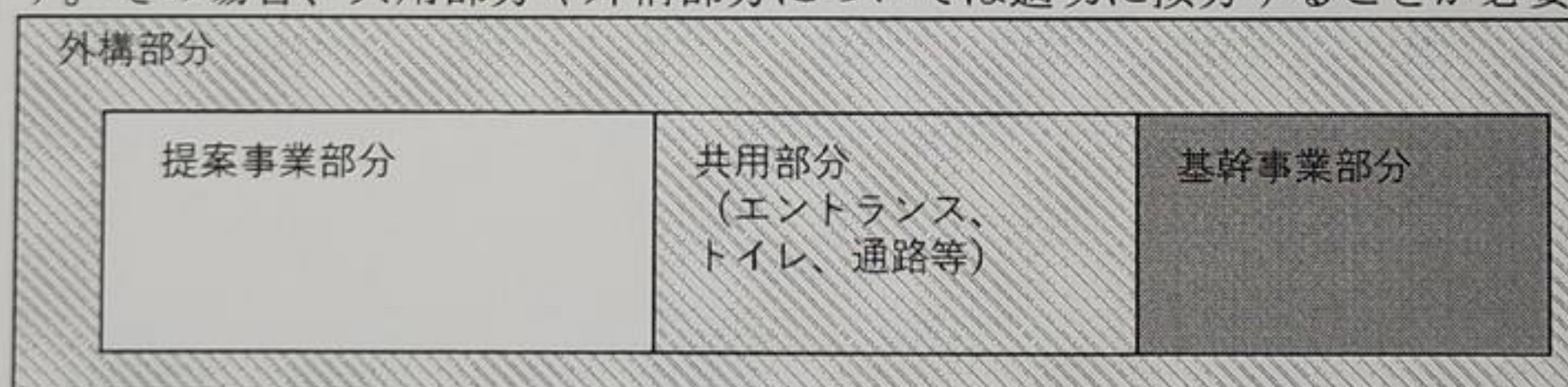
整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討することが必要です。

⑥ 計画・設計段階から民間ノウハウを活用して効率的なサービス提供や施設規模の適正化等を検討するとともに、民間資金等の活用を検討すること

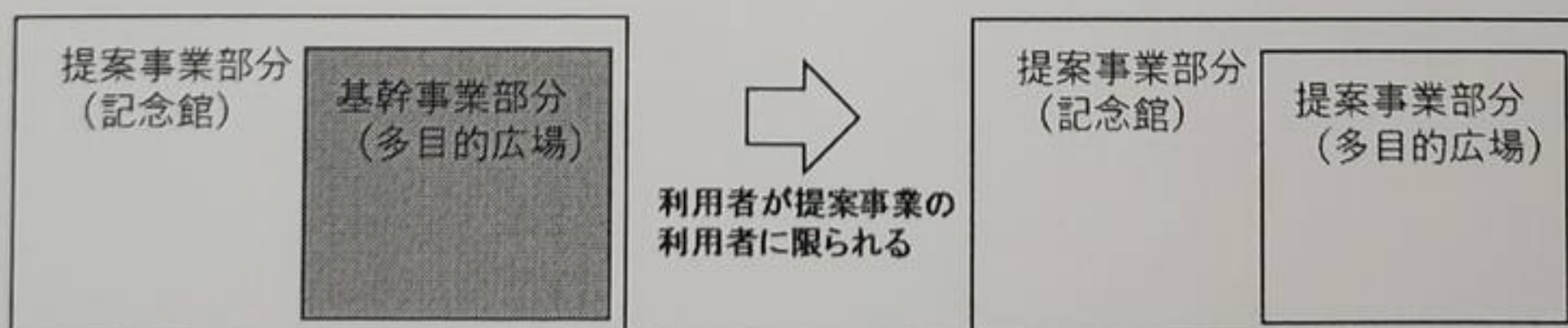
誘導施設及び誘導施設相当施設の整備を通じたまちづくりの推進にあたっては、まちなかや地域生活拠点における多様な人々によるにぎわいの創出等を図るため、民間事業者等と広く連携し、スポンジ化対策や多様な人々が集い、交流する空間づくりを進めることにより、これらの地区の価値を高めることが重要です。このため官民連携による効果的な誘導施設及び誘導施設相当施設の整備を推進するため、施設の計画・設計段階から民間事業者等の提案を募集する、運営者の意見を取り入れる等、民間ノウハウを活用することを検討することが必要です。

＜合築施設における按分の考え方＞

ハコモノ施設については、提案事業の施設や交付対象外となる施設と合築される場合があります。その場合、共用部分や外構部分については適切に按分することが必要です。



また、提案事業の施設や交付対象外となる施設の利用者しか利用できない施設を、基幹事業と位置づけることは注意が必要です。



(2) 省エネ要件

令和7年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、以下の要件を満たす必要があります。

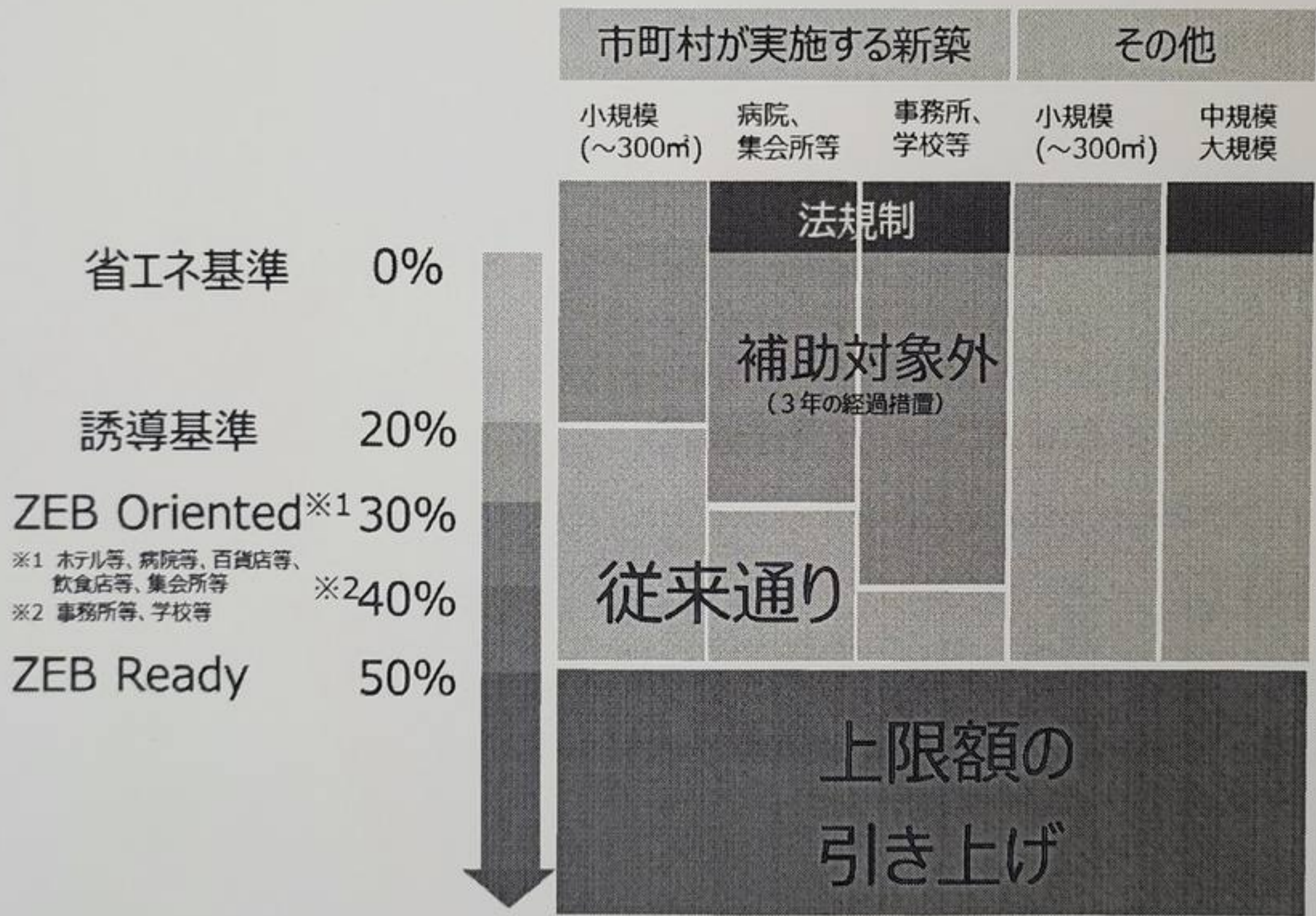
①地方公共団体又は機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準に適合すること。

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、建築物省エネ法第 2 条第 1 項第三号に規定する省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準に適合することが必要です。

地方公共団体又は機構が整備を実施し、整備後所有する建築物が対象となります。なお、小規模（300 m²未満）で使用頻度が低いなど、ZEB 水準の適合を補助要件とすることが合理的でない場合は、省エネ基準適合を補助要件とします。また、地方公共団体又は都市再生機構の所有部分のみで省エネ対策（独立したエネルギー系統に分ける等）をすることが合理的ではない場合は省エネ基準適合を補助要件とします。

②上記以外の新築の建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。

建築物省エネ法第 2 条第 1 項第三号に規定する省エネ基準に適合することが必要です。ただし、建築物省エネ法第 18 条により適用除外となる建築物を除きます。加えて居室を有しないもの、開放性が高いもの、伝統的構法のもの、気候風土適応型のものは、省エネ基準の適用除外とします。



<建築物省エネ法（抜粋）>

建築物省エネ法第 18 条
この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がない

- ものとして政令で定める用途に供する建築物
- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物
- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

建築物省エネ法施行令第7条

法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途
- 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

2 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
- 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物
- 四 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 3 法第十八条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 三 建築基準法第八十五条第五項又は第六項の規定による許可を受けた建築物

Q&A

Q. 「維持管理費を算出し国に提出していること」とあるが、提出はどのタイミングか。

A. 計画時点を出していただく必要がある。設計が固まっていない場合は、見込みで提出いただき、固まった時点で計画変更をお願いしたい。

Q. 「他省庁の補助がないこと」とされていますが、どのような確認方法を想定しているか

A. 確認の様式は特にない。

Q. 他省庁の補助はないこと、とあるが、国土交通省の他局の補助の扱いは。

A. 他省庁補助と同様に、他局の補助と都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の交付対象が重ならないように明確に分けていただければ可能。

Q. 民間ノウハウや民間資金の活用の検討について、学校についても必ず民間資金を活用しなければならないのか。検討した上で活用できなかった場合、補助対象とはならなくなってしまうのか。

- A. 民間ノウハウや民間資金の活用を検討を行っていただくことは必須であるが、活用は必須ではない。
- Q. ZEB Readyの省エネ水準の建築物を整備する場合、別の補助を利用している場合、建築物整備の交付対象事業費の上限額は引き上げられるのでしょうか。
- A. 別の補助を用いても条件を満たしていれば上限額は引き上げられますが、別の補助と補助対象が重なっていないことが必要です。
- Q. ZEB Readyの省エネ水準の建築物を整備する場合のかさあげ適用を検討したいが、今後設計の中で ZEB が達成できるか検討する予定。この場合、計画途中で上限額の変更を行えばよろしいか。
- A. 達成出来るか否か不明瞭な場合は、基本設計終了後に再度嵩上げ適用の可否を検討頂き、引き上げるかどうか、ご判断いただければと思います。

10-1 起債措置等について

都市再生整備計画事業及び都市構造再編集中支援事業では、ほとんどの交付対象事業で統一の起債措置、交付税措置が認められており、交付対象事業間の流用がしやすくなっています。

(1) 公共事業等債

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって財源としなければなりません（地方財政法第5条本文）が、臨時突発的に多額の経費負担を余儀なくされる場合や建設事業のように将来の住民も経費を分担した方が公平である場合には、地方債を財源とすることができるとされており、国庫補助金等と相まって、地方公共団体が行う事業の円滑な推進に寄与しています。

なお、平成23年度より、補助事業等に係る各種事業債については、地方公共団体の事業選択に対する中立性の確保等を踏まえ、公共事業等債に一本化されるなどの簡素化が図られています。

区分	対象事業等	充当率
公共事業等債	○都市再生整備計画事業（市町村（政令指定都市を含む）施行事業に限る。また、下水道整備及び公営住宅整備に係るものを除く。） ○都市構造再編集中支援事業（市町村（政令指定都市を含む）施行事業に限る。また、下水道整備及び公営住宅整備に係るものを除く。）	90%

（注）1. 公共事業等債の起債充当率は90%（本来分50%、財対分40%）、うち交付税措置は20%（財対分の1/2）である。

2. 都市再生整備計画事業及び都市構造再編集中支援事業について、

①下水道整備に係るものは下水道事業債を、公営住宅整備に係るものは公営住宅建設事業債を、それぞれ充当する。

②ソフト事業及び間接交付事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業を除く）については、地方債の起債対象とならない。

(2) 地方単独費の負担方法について

都市再生整備計画事業及び都市構造再編集中支援事業（市町村等が実施する事業）では、事業費に対して40%～50%の国費が充当されるため、残りの費用は市町村が用意することになります。この部分については特に規定はしていないため、上記のとおり、市町村の財政力に応じて起債する以外にも、都道府県からの補助やその他の財源を充ててもかまいません。

(3) 公共施設等適正管理推進事業債(立地適正化事業)について

立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業については、公共施設等適正管理推進事業債（立地適正化事業）の対象とすることができます。

○対象事業

立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業※を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例)

- ・国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業
- ・国庫補助事業の一部要件（事業規模等）を満たさない事業

〔都市構造再編集中支援事業〕

- ・同種の誘導施設を複数整備する場合の2件目以降の事業（補助要件：同種の誘導施設は1市町村1つまで）

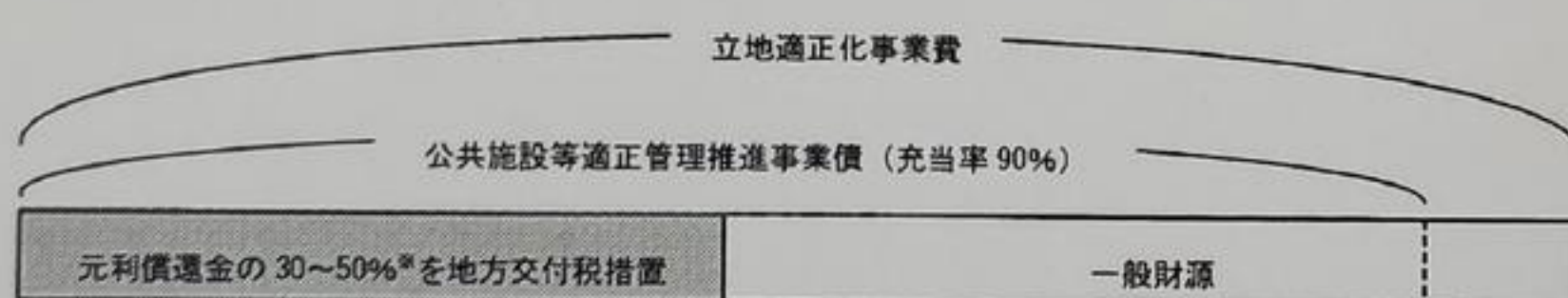
※都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

* 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない。

○留意事項

- ・補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。（改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする）

○充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

(4) 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)について

個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業については、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の対象とすることができます。

○対象事業

個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が

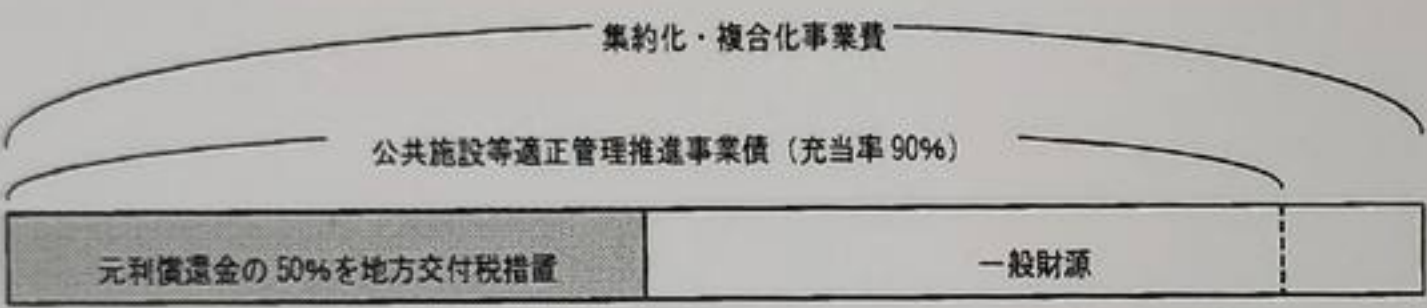
減少する事業

＊ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない。

○留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設（庁舎等）を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。（共用部分がある場合、当該部分については面積按分等）
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、集約化又は複合化により整備する施設に係る部分に限り対象となる。

○充当率・元利償還金に対する交付税措置



けられた改修事業である場合や、ユニバーサルデザイン化のための改修事業であって、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業等である場合には、それぞれ、長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業の対象となります。

【16 公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）】

Q16-1 公共施設等適正管理推進事業の「集約化・複合化事業」のうち「集約化事業」、「複合化事業」は、それぞれどのような事業が対象ですか。

A16-1 「集約化事業」は、既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、「複合化事業」は、既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、それぞれ対象となります。

Q16-2 建築物における「全体として延床面積が減少する事業」とは、具体的にどのような事業が対象となりますか。

A16-2 統合した施設の延床面積の合計が、統合前の対応する施設の延床面積の合計よりも小さくなる事業が対象となります。

したがって、全体として延床面積が減少しない場合には、当該事業の全部が本事業の対象とならないことに留意する必要があります。

Q16-3 非建築物における「全体として維持管理経費等が減少すると認められる事業」について、具体的にどのような事業が対象となりますか。

A16-3 グラウンド等の非建築物の集約化等を行う事業であって、事業計画や集約化等を行った前後の施設の状況等を踏まえ、将来にわたる維持管理・更新等にかかる経費の見込みが、集約化等を行わなかった場合と比較して少なくなると認められるものが対象となります。

なお、建築物と非建築物の集約化等については、集約化等の前後における延床面積や将来にわたる維持管理・更新等にかかる経費を勘案し、公共施設の適正管理に資すると認められる場合には対象となります。

Q16-4 複数の公共施設を複合化する事業において、個別の公共施設としては延床面積が増加する（建築物）又は維持管理経費等が増加すると認められる（非建築物）ものの、施設全体として延床面積が減少する又は維持管理経費等が減少すると認められる場合には、「複合化事業」の対象となりますか。

A16-4 施設全体の事業費が対象となります。

Q16-5 集約化又は複合化による統合前の施設を転用する場合、転用部分は延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）の減少の要件に関して、どのように取り扱われますか。

A16-5 統合前の施設を転用する場合、当該転用部分については延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮しません。

ただし、統合前の施設を転用する場合であっても、他施設を廃止した上で当該統合前の施設に移転する場合には、当該廃止分は延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮します。

Q16-6 集約化又は複合化による統合前の施設を統合後の施設の建設着工前に廃止した場合、当該廃止分は延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）の減少の要件に関して、どのように取り扱われますか。

A16-6 統合後の施設の建設着工前に統合前の施設が廃止された場合であっても、当該統合前の施設の廃止以前から「集約化事業」又は「複合化事業」としての事業計画が存在している場合など、統合前の施設の廃止と統合後の施設の建設が一体

的に行われているものと認められる場合には、当該統合前の施設の廃止分は延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮します。

Q16-7 「集約化・複合化事業」における「既存施設の廃止」とは、どのような状態にすることを指すのでしょうか。

A16-7 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・民間等への売却等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを指します。

Q16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年（立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年）以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。

A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年（立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年）以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。

Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。

A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。

なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。

Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。

A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り、対象となります。

Q16-11 1つの公共施設内に本棟と別棟を有しており、本棟と別棟を集約化する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。

A16-11 「集約化・複合化事業」では、複数の公共施設を集約化する場合を対象としており、1つの公共施設内で集約化する場合は対象となりません。

Q16-12 集約化又は複合化による統合前の施設の除却についても、当該事業の対象事業費に含まれますか。

A16-12 集約化又は複合化による統合前の施設の除却については、当該施設が現存する敷地での建替えを行う場合など、当該事業による統合後の整備事業費の一部として捉えることができる場合は、当該事業の対象事業費に含まれます。

一方、当該施設が現存する敷地での建替えを行わない統合前の施設の除却については、公共施設等適正管理推進事業の「除却事業」の対象となります。

Q16-13 普通財産である施設の集約化事業は「集約化・複合化事業」の対象となりますか。

A16-13 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項において、普通財産とは、「公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」である行政財産以外の公有財産であると規定されていることから、基本的に公共用に供しないものであり、「公共施設」には該当しないため、「集約化・複合化事業」の対象となりません。

Q16-14 「集約化・複合化事業」において、本体施設の附属的な施設（学校における校庭、グラウンドにおける管理棟等）の整備は、どのように取り扱われますか。

A16-14 本体施設が「集約化・複合化事業」の要件を満たす場合には、本体施設の利用や機能の発揮のために必須と考えら

○場所：市長公室 10:00～12:00

○出席者：特別職（市長・副市長・政策監）、図書館、公共施設マネジメント室

【主なテーマ：事業のビジョンと財源の検討】

ビジョンの共有：市民の期待に応える中央図書館の建設を「阿南市のビジョン」として確認。

- ・図書館を望む声
- ・並行して行われてきたまちづくり基本計画（官民連携のまちづくり）

財源の模索：中央図書館建設のために活用できる財源を検討

- ・国の補助金（都市構造再編集中支援事業）の申請
- ・補助対象経費引き上げのため ZEB Ready 達成が不可欠
- ・まちづくりについて関係部署と連携する必要性
- ・事業債（公共施設等適正管理推進事業債）の併用

規模と立地：人口7万人に対し30万冊、3,000㎡規模という目安を提示。

- ・旧市民会館跡地の活用に伴う浸水対策や地盤の問題が課題。

図書館体制のあり方：新図書館建設後も市内の既存3館体制を維持するのか、将来的な再編の必要性について検討。

- ・将来の阿南市の図書館はどうあるべきか
- ・人口減少を踏まえつつ、もっとよくするためには
- ・図書館の在り方とまちづくりの整合性、財源確保との関係
- ・図書館3館の役割分担

図書館カウンターは那賀川図書館の分室

那賀川図書館は築30年、羽ノ浦図書館は築29年

新図書館の機能：市民の意見などから検討を重ねてきた

- ・隣にひまわり会館があるので同種機能は不要
- ・市民会館におけるホール機能も不要

官民連携：どこまで民間の力を入れるかの検討

- ・ハード面かソフト面か
- ・施設の維持管理民の力を入れるか
- ・建設に関してはどうか

基本構想の発注：プロポーザルにより、基本構想と官民連携手法の検討を行う

阿南中央図書館（仮称）整備計画特別職協議概要

令和6年5月21日（火）

○場所：市長公室 15:30～16:45

○出席者：特別職（副市長・政策監）、図書館、公共施設マネジメント室

【主なテーマ：プロポーザル実施に向けた方針決定】

整備計画におけるプロポーザルの仕様書・公告案について説明

整備計画の定義：図書館機能だけでなく、複合機能や整備手法（DB方式等）を含む「整備計画」として策定することを確認。

業務内容の具体化：コンサルタントに依頼する業務として、ソフト（サービス方針）とハード（施設機能）の両面を盛り込む。

新図書館の機能：基本計画に留意しながら、ソフト・ハードの検討

将来像の提示：「具体的なサービス内容の検討」するにあたり、那賀川・羽ノ浦図書館との機能分担（各図書館が果たす役割に応じ、必要な機能が決まる）の検討が必要となる

図書館協議会：図書館の機能分担については図書館協議会も関係する。

- ・ 図書館法に基づく館長の諮問機関
- ・ 過去にも答申した経緯がある

補助金との関係：図書館について、集約するか、他の公共施設と合築する必要あり。

- ・ 中核は新図書館であり、既存の羽ノ浦・那賀川2館のあり方を考える
- ・ 機能を集約する場合でも、各館に特色をもたせ、阿南市の強みに

阿南中央図書館（仮称）整備計画 打ち合わせ

令和6年8月9日（金）

○場所：308 会議室 9：30～12：00

○出席者：図書館、公共施設マネジメント室

【主なテーマ：進捗報告と補助金・事業債のハードル】

進捗確認：周辺施設調査や先進事例調査の状況を共有。

財源確保：阿南市の財政面から、市の負担を減らすべく、補助金と事業債を併用することが必要

- ・補助金や事業債の獲得には「既存施設の集約（面積減少）」や「他施設との合築」が必要
- ・現時点で既存の2館の話を整備計画に反映するには、時間が必要であり場合によっては計画策定を遅らせなければならない。

合築候補の検討：サテライトオフィスや「ふるさと館」等の既存施設との合築案を議論。

- ・事業債を活用するにあたり、延床面積の減少が必要
- ・合築候補と阿南図書館の面積を足しても、新図書館の面積が上回る

阿南図書館の駐車場：阿南図書館を除却するにあたり借地をどうするか

- ・今後、契約内容を見直す必要があるか

新図書館における複合機能：望ましい機能は何か

- ・市民ニーズのあるもの。自習スペース、キッズスペース、市民活動スペース

阿南中央図書館（仮称）整備計画事前打ち合わせ

令和6年8月14日（水）

○場所：市長公室 14:00～16:00

○出席者：特別職（市長・副市長・政策監）、図書館、公共施設マネジメント室

【主なテーマ：具体的な施設規模と官民連携の方向性】

進捗状況報告：事業者との契約、周辺施設調査の状況、整備計画の概要について

施設規模の決定：建物全体の総延床面積を「約4,000㎡」とする目標を設定。

- ・これまで図書館は3,000㎡で議論、これに複合機能を含める
- ・身の丈に合ったものになっているか

図書館の将来像：今よりもっとよくなるという思想でサービスを打ち出していく

- ・中央図書館が建ち上がれば、那賀川・羽ノ浦もこれまで通りとはいかなくなる
- ・単なるカウンター機能ではなく、市全体としてよくなる機能を那賀川・羽ノ浦に考える必要がある
- ・令和12年に図書館が完成した際、両館が老朽化しており、15～20年後の姿をもっておかなければならない。
- ・図書館の3館のあり方を検討してほしい。

新図書館の複合機能：図書館をよりよくする機能の検討

- ・本来図書館ではないけれど一緒にあるとよくなるものを検討。

官民連携：管理コスト含め民間の力を最大限活用する

- ・中央図書館はサービスの中核としての役割を担うことから、運営については直営であるべき
- ・基幹の部分は公、可能なところは民間に任せる

駐車場の継続：旧阿南図書館の駐車場について、当面は借地を継続し確保する

これまでの経緯

【まちづくり】		【図書館】		【市民会館】	
平成29年度				3月	・阿南市市民会館耐震診断業務実施
平成30年度	・阿南駅周辺再整備基本計画(案)策定			6月	・診断完了
	駅周辺地区の土地利用方針を定め、駅前広場、骨格道路の整備等、ソフト・ハードの各種施策を位置づけ。				ホール棟 IS値0.48 付属棟 IS値0.58
				7月	・10月からの施設使用中止を公表
				10月	・市民会館使用休止
令和元年度	・阿南駅前芝生広場の整備				・社会福祉協議会、シルバー人材派遣センター移転
令和2年度	・国交省が推進する「居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり」を推進するため、ウォーカブル推進都市に応募し認定を受ける。	12月	・12/2 12月議会市長所信	4月	・職員配置の停止
			(阿南図書館休止、市役所図書館カウンター開設発表)	8月	・阿南市市民会館アスベスト含有調査業務
			・12/3 阿南市立図書館協議会開催	10月	・阿南市市民会館現況敷地測量業務
			(阿南図書館休止を報告)		
			・12/19 徳島新聞に阿南図書館休止の記事が掲載される		
			(以降、徳島新聞読者の手紙、メール、電話、直接来館、市民の声等で		
			市民から意見が多数寄せられる。阿南市総合計画パブリックコメントでも		
			図書館に関する意見が多く寄せられた。)		
		1月	・1/8 市長要望「阿南図書館についてお願い」		
			「おはなしひろば・ひまわり」代表田中房子		
			・1/29 文教厚生委員会委員に「おはなしひろば・ひまわり」メンバー面会		
		2月	・2/10 阿南市立図書館協議会 会長発議による臨時会		
			(阿南図書館休止について、図書館協議会としての対応を協議)		
		3月	・3/2 3月議会市長所信	3月	・3月議会の所信にて 建物除却を表明
			(市民会館跡地の活用は図書館機能を盛り込むことを選択肢に入れ検討)		
			・3/19 文教厚生委員会 陳情書 4件		
			「新たな阿南図書館の建設・整備等について」		
令和3年度	・阿南駅周辺まちづくりビジョン策定	4月	・4/12 阿南図書館 一般利用休止	6月	・市民会館設置条例廃止議案上程・可決、
	・図書館機能、集合住宅等をコア機能とする各種導入機能の配置案を今後の検討のたたき台として作成。 ・阿南駅周辺まちづくりの検討にあたり、「UR都市機構西日本支社」からコーディネート業務による無償の支援を受けている。		・4/14 市役所図書館カウンター 開設		行政財産の用途変更
		11月	・11/30 市長要望「阿南市立図書館再建に関する要望書」	7月	・建物付近に仮設囲障を設置
			「阿南市おはなしボランティアネットワーク」会長佐々木英子		
		3月	・3/1 3月議会市長所信		
			(令和4年度から新図書館基本計画策定に取り組むことを表明)		
令和4年度	・阿南駅周辺まちづくり基本計画の作成	5月	・5/21 図書館フォーラム開催 参加者約80名	6月	・阿南市市民会館建物等除却工事設計業務
	に着手	8月	・新図書館基本計画コンサル委託業者として㈱図書館総合研究所を選定		
	8月 第1回阿南市魅力ある都市づくり審議会		(プロポーザルによる)		
		10月	・10/28 第1回新図書館基本計画検討会議 開催		
	11月・まちづくりの機運醸成を図ることを目的に	11月	・11/19 第1回市民ワークショップ 開催	11月	・阿南市市民会館建物及び焼却炉除却に伴う
	市民を対象にした「まちづくりシンポジウム」		(参加者は公募、高校生から80歳代の市民24名が3回継続して参加)		ダイオキシン類、アスベスト等調査業務
	を開催	12月	・12/7 地域おこし協力隊 ヒアリング実施		
			・12/21 第2回新図書館基本計画検討会議 開催		
			阿南高専学生ワークショップ 開催		
			・12/22 図書館ボランティア(おはなし会) ヒアリング実施		
	1月 第2回阿南市魅力ある都市づくり審議会	1月	・1/21 第2回市民ワークショップ 開催		
	2月 第1回まちづくりワークショップ開催	2月	・2/21 第3回新図書館基本計画検討会議 開催		
		3月	・3/18 第3回市民ワークショップ 開催		
令和5年度	4月 第2回まちづくりワークショップ開催	5月	・5/18 新図書館基本計画検討会議メンバー 県外視察	6月	・阿南市市民会館除却工事に伴う
	5月 第3回阿南市魅力ある都市づくり審議会		(神戸西図書館、あかし市民図書館)		周辺建物等事前調査業務
		6月	・6/2 第4回新図書館基本計画検討会議 開催		・阿南市市民会館除却工事入札公告開始
	7月 第4回阿南市魅力ある都市づくり審議会	7月	・7/25 第5回新図書館基本計画検討会議 開催	7月	・阿南市市民会館除却工事仮契約締結
	8月 パブリックコメント実施		(メンバー発議による開催)		
		8月	・8/10 全員協議会で「新図書館基本計画(案)」について説明		
			・8/15～9/5 パブリックコメント実施(意見提出者18名、意見件数111件)		
	9月 第5回阿南市魅力ある都市づくり審議会	9月	・9/21 第1回旧市民会館跡地整備検討会(副市長を筆頭とした庁内協議)	9月	・阿南市議会(9月議会)にて継続審査となる
	10月 まちづくり調査特別委員会でまちづくり基本	10月	・「阿南市立新図書館基本計画策定」		
	計画について説明		・10/27 まちづくり調査特別委員会で「新図書館基本計画」について説明		
	・阿南駅周辺まちづくり基本計画策定		・10/31 第2回旧市民会館跡地整備検討会		
	計画策定にあたり、多様な意見を把握するため、有識者等の審議会の開催、市民アンケート調査、市民ワークショップ等を実施。	12月	・12/26 12月議会一般質問 荒谷議員の質問に対し、「(新図書館は)	12月	・阿南市議会(12月議会)にて否決となる
			今任期中の着工を目指す」と答弁		
		2月	・2/28 3月議会市長所信		
			(阿南中央図書館(仮称)の整備について)		